

第 1 章 総 則

第 1 節 計 画 策 定 の 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、夕張市防災会議が作成する計画であり、夕張市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当り、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。

1. 夕張市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、市内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱。
2. 災害が発生し又は発生するおそれがある場合における必要な防災の組織に関すること。
3. 気象、水象、地象等による災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
4. 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害対策に関すること。
5. 災害復旧に関すること。
6. 防災訓練に関すること。
7. 防災思想の普及に関すること。

第 2 節 用 語

この計画において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

基 本 法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
救 助 法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
市防災会議	夕張市防災会議
道防災会議	北海道防災会議
本部（長）	夕張市災害対策本部（長）
市 計 画	夕張市地域防災計画
道 計 画	北海道地域防災計画
災 害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害

第 3 節 計画の修正要領

夕張市防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

1. 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
2. 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
3. 新たな計画を必要とするとき
4. 防災基本計画の修正が行われたとき
5. その他市防災会議会長が必要と認めたとき

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、北海道知事との協議を要せず、市防災会議の決定により行うこととし、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

夕張市防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の、防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1. 指定地方行政機関

(1) 北海道開発局札幌開発建設部岩見沢道路事務所

- ア 国道 274 号並びに国道 452 号の維持管理及び災害復旧を行うこと。
- イ 災害時における所轄国道の交通確保を行うこと。

(2) 北海道開発局札幌開発建設部 夕張川ダム総合管理事務所

- ア ダム操作規程に基づき、ダム施設の予備警戒及び非常警戒を行うこと。
- イ ダム放流に関し、関係機関と連絡調整を図ること。

(3) 空知森林管理署

- ア 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を行うこと。
- イ 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。
- ウ 災害時において市の要請があった場合、可能な範囲において緊急復旧材の供給を行うこと。

2. 北海道出先機関

(1) 空知総合振興局地域創生部地域政策課

- ア 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。
- イ 防災に関する組織の整備を図り、災害予防措置を講ずること。
- ウ 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。
- エ 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を助け、総合調整を図ること。
- オ 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
- カ 災害救助法に関すること。
- キ 災害時における各種情報の収集、整理及び伝達に関すること。

(2) 空知総合振興局保健環境部由仁地域保健支所

- ア 医療施設及び衛生施設の被害報告を行うこと。
- イ 災害時における医療救護活動を推進すること。
- ウ 災害時における防疫活動を行うこと。
- エ 災害時における給水・清掃等、環境衛生活動を推進すること。
- オ 医療防疫薬剤の確保及び供給に対する協力をを行うこと。

(3) 北海道企業局夕張川発電管理事務所

- ア 清水沢ダム操作規程に基づき、予備警戒及び非常警戒を行うこと。
- イ ダム放流に関し、関係機関と連絡調整を図ること。
- ウ 沼ノ沢取水堰管理規程に基づき、洪水警戒を行うこと。
- エ 取水堰放流に関し、関係機関と連絡調整を図ること。

(4) 空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所

- ア 所轄道路・河川の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。

- イ 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
 - ウ 水防技術の指導に関すること。
3. 栗山警察署
- ア 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集並びに広報活動の実施に関すること。
 - イ 災害時において、住民の避難誘導及び被災者の救出救護並びに緊急交通路の確保に関すること。
 - ウ 犯罪の予防、取締り等に関すること。
 - エ 防災機関が実施する水防及び災害復旧活動に対する協力を行うこと。
4. 夕張市消防本部（署・団）
- ア 市防災会議に関する事務を行うこと。
 - イ 市災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。
 - ウ 消防活動・水防活動を行うこと。
 - エ その他災害時における救助活動を行うこと。
 - オ 防災に関する組織の整備、資材の備蓄その他災害予防応急対策の総合調整を行うこと。
5. 夕張市
- ア 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
 - イ 災害情報の収集、伝達に関すること。
6. 夕張市教育委員会
- ア 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。
 - イ 教育委員会所管施設の被害調査及び報告に関すること。
 - ウ 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。
7. 指定公共機関
- (1) 北海道旅客鉄道（株）追分工務所追分管理室
 - ア 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。
 - イ 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者輸送等につき、関係機関の支援を行うこと。
 - (2) 東日本電信電話（株）北海道事業部
 - ア 気象官署からの警報を市に伝達すること。
 - イ 非常及び緊急通話の取扱いを行うほか、電話の利用制限を実施し重要通信を確保すること。
 - (3) 郵便事業株式会社夕張郵便局
 - ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。
 - イ 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置を行うこと。
 - ウ 夕張市との相互協力に関する協定書に基づく事項。
 - (4) 日本赤十字社北海道支部夕張市地区
 - ア 災害義援金品の募集を行うこと。
 - (5) 北海道電力ネットワーク株式会社栗山営業所
 - ア 災害時における電力の円滑な供給を行うこと。
8. 指定地方公共機関
- (1) 夕張土地改良区

ア 溜池及び用排水の防災管理を行うこと。

(2) 夕張市医師会

ア 災害時における医療関係機関との連絡調整及び応急医療、助産、その他救助の実施に関すること。

9. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 夕張鉄道株式会社

ア 災害時における市内バスの安全輸送を行うこと。

イ 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送につき、関係機関の支援を行うこと。

(2) 夕張市農業協同組合

ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧を行うこと。

イ 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。

(3) 夕張商工会議所

ア 災害時における物価の安定及び救援物資の確保について協力すること。

(4) 診療所、医院

ア 災害時において医療防疫対策に協力すること。

(5) 一般運送業者

ア 災害時における救護物資の緊急輸送等につき、関係機関の支援を行うこと。

(6) 危険物関係施設の管理者

ア 施設内の災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。

第 5 節 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所は、「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを常に心がけ、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、防災関係機関が行う活動に協力し、近隣の負傷者、高齢者、幼児などの避難行動要支援者を助け、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

第 1 市民の責務

市民は、「災害は、思わぬ時にやってくる」という心構えを常に持ち、非常持ち出し品の用意や避難場所の確認など、災害に対する備えを心がけるものとする。

1. 平常時の備え

- (1) 家庭で防災について話し合い、災害が起きたときの役割分担を決めるなど、安全対策を図る
- (2) 家具などの転倒や落下を防ぐ方法を検討し、家の中に安全な空間を確保する。
- (3) 家の内外を点検し、危険箇所を改善する。
- (4) 災害時に備え、食糧・水・その他生活必需品の備蓄に努めるとともに、非常持出品の内容を点検する。
- (5) 災害時の連絡方法や避難場所を確かめておく。

2. 災害発生時の対策

- (1) わが身の安全を確保する。
- (2) 調理器具や暖房器具の火を確実に消す。
- (3) 隣近所にも協力を求め、初期消火に努める。
- (4) お年寄りや身体の不自由な人、けが人などに声をかけ、応急救護を行う。
- (5) 指定された避難所に避難し、荷物は最小限にする。
- (6) 防災関係機関の行う防災活動及び災害復旧活動に協力する。
- (7) 正しい情報をつかみ、噂やデマに振り回されない。

第 2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

1. 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成など防災体制を整備する。
- (2) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災に関する知識の普及を図る。
- (3) 防災用資器材の備蓄・管理や飲料水、食糧、生活必需品の備蓄整備に努める。

2. 災害発生時の対応

- (1) 事業所の被災状況や正確な情報の収集伝達。
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供や避難誘導。
- (3) 施設利用者及び従業員の救助・救護。
- (4) 初期消火活動等の応急対策。
- (5) ボランティア活動への支援等。

第3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1. 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努めるものとする。
3. 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。

第 6 節 夕張市の地勢と災害の概要

第 1 夕張市の地勢の概要

北海道のほぼ中央、空知地方の南部に位置し、札幌市・千歳空港・苫小牧市から概ね 60 km の圏内にある。

面積は 763.07 平方キロメートルで、その内 91% は林野で占められ、このうち 90% は国有林である。

平均標高 230 m の丘陵傾斜地となっており、夕張山地に源を発する夕張川及びその支流が市内のほぼ中央を貫流し、流域に沿って Y 字型に集落が形成されている。

地形的な影響から四季及び昼夜の気温の変化が著しく、風は周囲の山々に遮られて弱い、雨量・降雪量とも平均多量である。異常降雨時には、短時間のうちに河川及び沢水が溢水することによる被害が少なくない地勢下にある。

第 2 災害の記録

本市の過去における災害の主なものは、主要産業であった炭鉱のガス爆発による災害及び特殊な都市形態に起因するところの火災であるが、炭坑が皆無となって以降は、豪雨時における河川の増水・はん濫による水害の発生が主たるものとなっている。過去の主な災害発生記録は、資料第 1 のとおり。

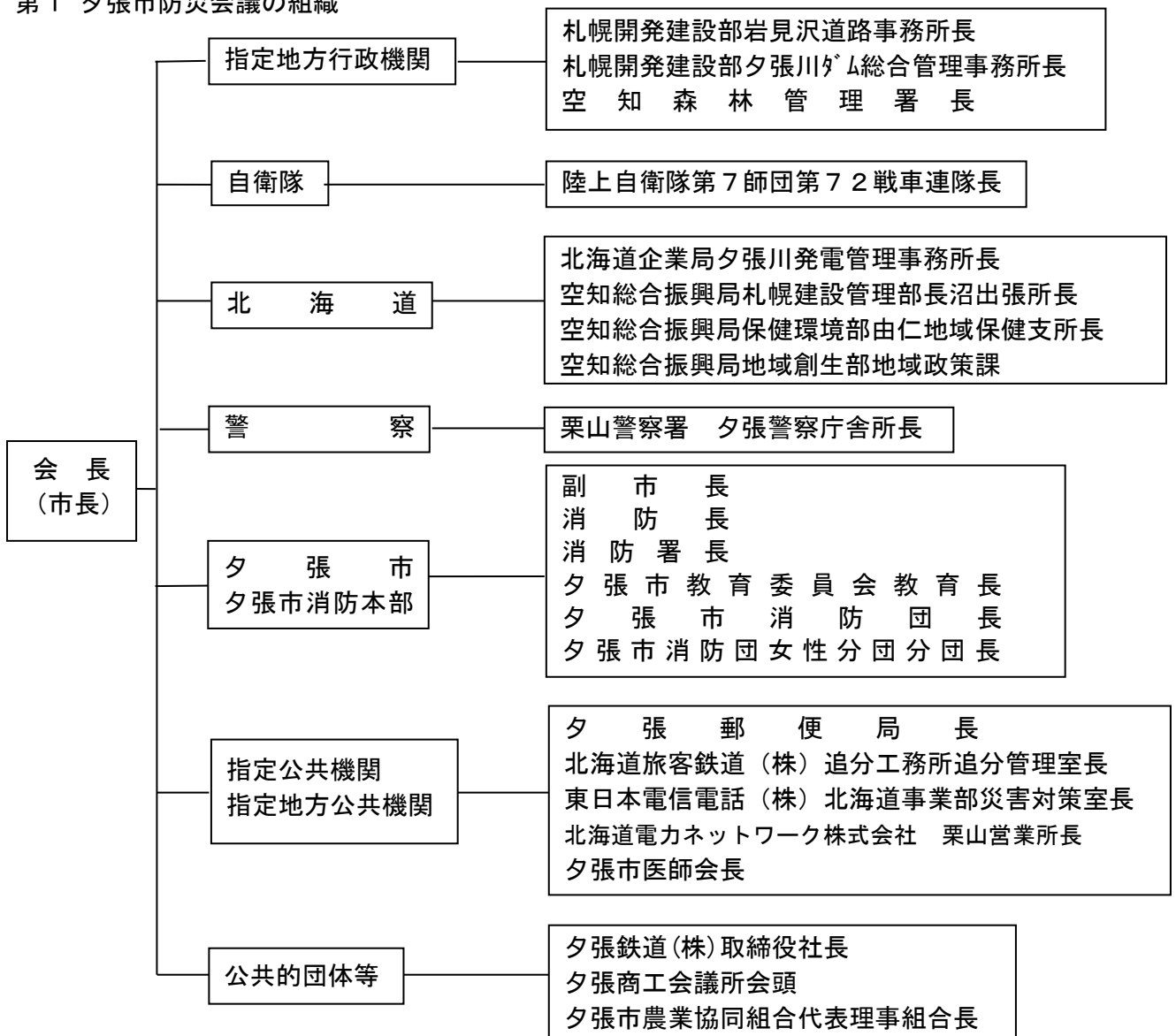
第 2 章 防 災 組 織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営等並びに災害時における住民組織の協力に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第 1 節 防 災 会 議

市長を会長とし、夕張市防災会議条例（昭和38年条例第13号）第3条第5項に規定する委員をもって組織する。その所掌事務は、本市の地域防災計画を作成し、その実施を推進するとともに災害情報の収集及び機関相互間の連絡調整を行うものである。

第 1 夕張市防災会議の組織



第 2 防災会議の運営

防災会議の運営は、夕張市防災会議条例及び夕張市防災会議運営要綱の定めるところによる。

第2節 災害対策本部の組織

災害対策本部は、基本法第23条に基づき、本市地域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において防災の推進を図るため設置するものであるが、その組織及び運営は、夕張市災害対策本部条例（別記）及び次に定めるところによる。

第1 本部の組織

資料第2のとおり

第2 本部の所掌事務

資料第3のとおり

第3 本部の設置基準、廃止の時期及び公表

1. 設置

本部の設置は、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認めたときに設置するものとする。

- (1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生しその規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- (3) 気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。
- (4) 震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (5) その他、市長が特に必要と認めたとき。

2. 設置場所

本部は、市庁舎内に設置するものとするが、災害の規模・状況に応じて、現地に本部を設置することができる。

3. 廃止

市長は、予想された災害の危険が解消されたと認めたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは本部を廃止する。

4. 公表

本部を設置又は廃止したときは、本部並びに関係機関に通知及び公表する。

第4 標識

- 1 本部を設置したときは、庁舎正面玄関又は現地対策本部に標識（資料第5）を掲げるものとする。
- 2 災害対策に従事する本部員は、別図（資料第5）の腕章を帯用するものとする。

第5 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

1. 本部員会議の協議事項

- (1) 本部の配備体制並びにその切替及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- (3) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (4) その他災害対策に関する重要な事項。

2. 本部員会議の開催

- (1) 本部員会議は、本部長が必要に応じ開催するものとする。
- (2) 本部員は、それぞれ所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (3) 本部員は、必要により所管の職員を伴って会議に出席することができる。
- (4) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総括班長にその旨申し出ること。

3. 会議事項の周知

会議決定事項のうち、本部長が職員に周知すると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

第6 本部配備体制

1. 非常配備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、市として非常配備に関する基準により、配備の体制をとることがあるものとする。
- (2) 非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は、「非常配備に関する基準」のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。
- (3) 各班長は、所掌事務に基づき、班内の配備基準を定めて、これを班員に徹底しておくものとする。

非常配備に関する基準

種別	配備時期	配備内容	摘要
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡のため本部長が必要と認める少数の人員をもって当たるもので、状況によってさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	
第2非常配備	1 市内の一部地域に災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 震度5弱及び5強の地震が発生したとき 3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができるものとする。 (人員は状況に応じ班長の判断により減ずることができる)	
第3非常配備	1 広範囲にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 重大な災害が発生したとき。 4 特別警報が発令されたとき。		

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第7 本部各班の配備要員

1. 本部配備要員の数

- (1) 配備要員の数は、災害規模に応じ第1配備より第3配備までの段階に応じ配備するものとする。
- (2) 各班の段階別配備要員は、各班長が別に定めておくものとする。

2. 動員（招集の方法）

- (1) 動員は、災害対策本部の配備の区分に従って、資料第2の動員系統に基づき行うものとする。
- (2) 本部総括班長は、本部員に対し、本部の設置及び配備の規模を通知するものとする。
- (3) 現地災害対策本部が設置された場合は、被害状況等により臨機に動員を行うものとする。
- (4) 災害対策本部が設置されない場合における動員（招集）は、本計画の定めに従って行うものとする。

3. 緊急参集等

職員は時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、災害の状況により所属長に連絡の上、又は自らの判断により参集し配備につくものとする。

第8 本部非常配備体制の活動要領

1. 本部の活動の開始及び終了

(1) 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、「災害対策本部設置基準」により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

(2) 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急処置が概ね完了したと認められるときは、その活動を終了し本部を解散するものとする。

2. 非常配備体制下の活動

(1) 第1非常配備体制

ア 総括班長は、空知総合振興局、その他関係機関と連絡をとり、気象情報、雨量等を本部長に報告し、併せて関係班に伝達するとともに、関係機関、南支所等より現地の情報を収集する。

イ 土木水道班長は、水位等に関する情報を関係先から収集する。

ウ 各班長は、広報企画班の連絡に即応して、情報に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。

エ 第1配備につく職員は、各自の所属する部の所在場所に待機するものとする。

オ 第1配備につく職員の数人は、状況により各班長において増減するものとする。

(2) 第2非常配備体制

ア 本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 各班長は、情報の収集伝達体制を強化する。

ウ 総括班長は、各班長及び防災会議構成機関と連絡を密にして、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

エ 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

- (ア) 所要の職員を非常業務につかせる。
 - (イ) 装備、物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被害予想地）へ配置する。
 - (ウ) 関係班及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備する。
- (3) 第3非常配備体制
- 第3非常配備体制が指令された後は、各班長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告するものとする。

第3節 住民組織の協力

災害時において災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長は、災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織に対し災害対策活動の応援協力を要請する。

第1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

1. 災害情報等の収集と本部への連絡に関する事
2. 災害情報等の地域住民に対する広報に関する事
3. 出火防止及び初期消火に関する事
4. 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関する事
5. 緊急避難のための指定緊急避難場所及び被災者収容のための避難所の管理運営に関する事
6. 避難所での炊出し及び被災者の世話に関する事
7. その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求める事項

第2 協力要請先

協力要請先は、資料第6のとおりとする。

第 3 章 災害情報通信計画

この計画は、気象、地象（地震を除く）及び水象等の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達及び情報収集、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速、確実に実施するための計画である。

第 1 節 気象情報等の伝達計画

第 1 本市における気象業務担当官署

1. 府県予報区担当官署：札幌管区気象台
2. 発見者通報対象官署：札幌管区気象台

第 2 注意報、警報及び火災気象通報

1. 注意報・警報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象注意報、警報及び特別警報

(7) 気象注意報

風 雪 注 意 報	風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合
強 風 注 意 報	強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合
大 雨 注 意 報	大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合
大 雪 注 意 報	大雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合
濃 霧 注 意 報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合
雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合
乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合
な だ れ 注 意 報	なだれによって災害が起るおそれがあると予想される場合
着 雪 注 意 報	着雪によって被害が起ると予想される場合
霜 注 意 報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合
低 温 注 意 報	低温のため農作物その他に著しい災害が予想される場合
融 雪 注 意 報	融雪により災害が起るおそれがあると予想される場合

(1) 気象警報

暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合

(ウ) 特別警報

種 類		概 要
大雨特別警報		大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報		暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報		雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大雪特別警報		大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
地 象	地震動	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
	地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

イ 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される

ウ 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される
浸水警報	浸水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される

エ 洪水注意報及び警報

はん濫注意情報	洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合
はん濫警戒情報	洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合

(2) 発表基準については、別記1のとおり。

2. 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類毎に、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

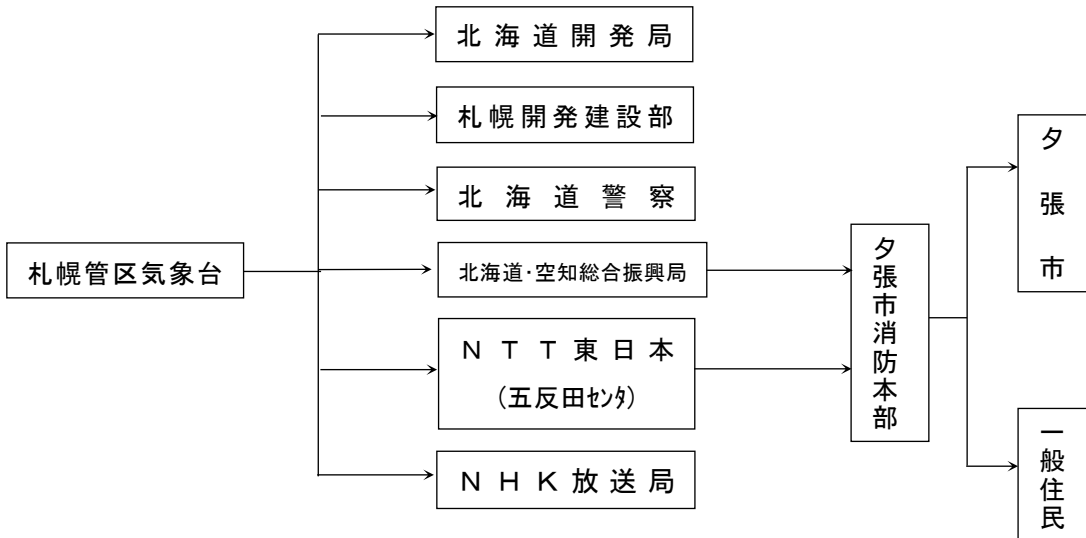
その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(1) 種 類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 伝 達

水防活動用気象注意報・気象警報



3. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

キキクルの種類と概要

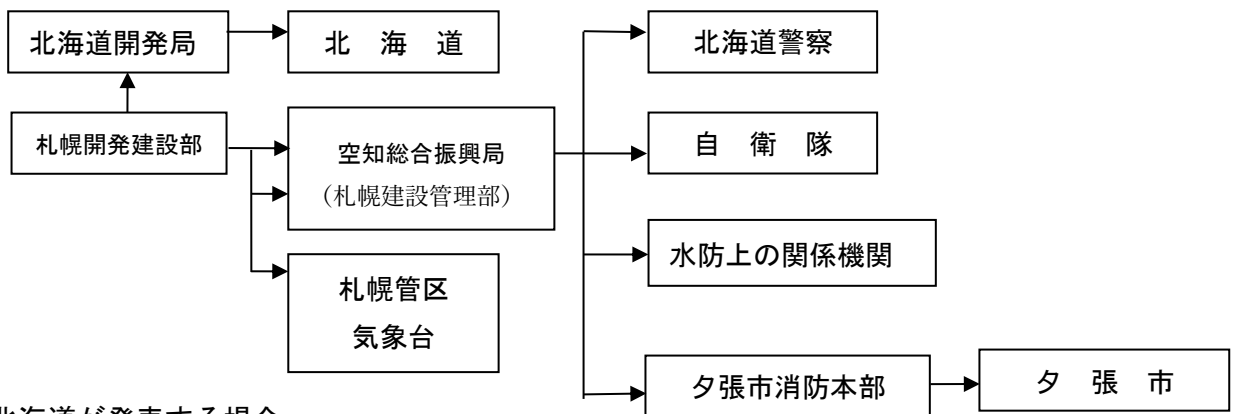
種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※ 「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

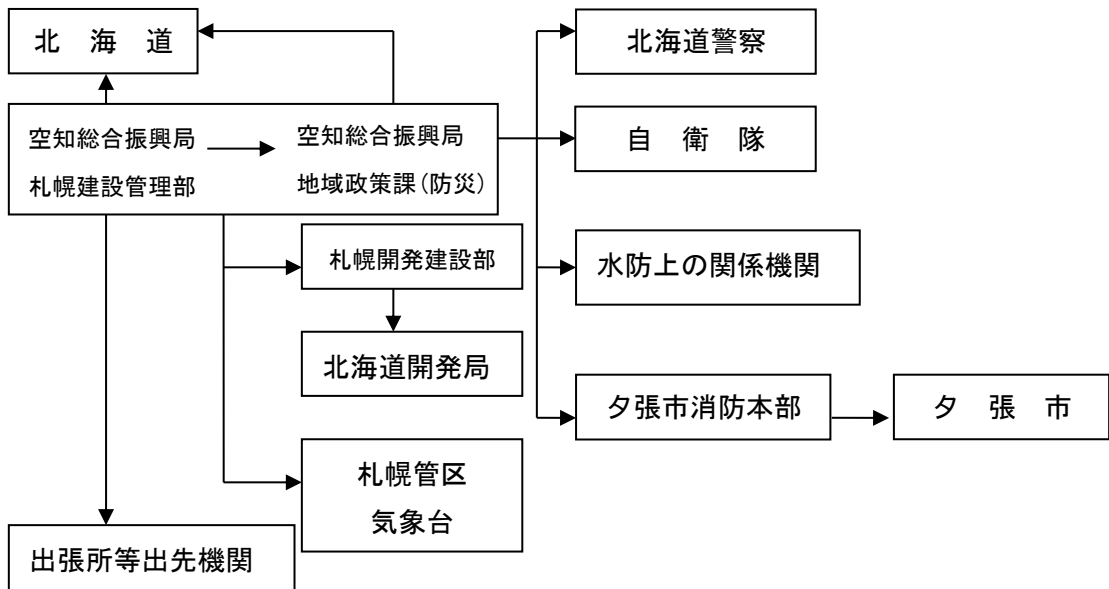
4. 水防警報（水防法第16条第1項）

水防警報指定河川についての水防警報は北海道開発局または北海道が発表し、伝達は次の系統により行う。

(1) 北海道開発局が発表する場合



(2) 北海道が発表する場合



5. 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、気象官署から空知総合振興局長に通報するものとする。

通報を受けた空知総合振興局長は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができるものとする。

ア 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



イ 通報基準

実効湿度 60%以下で、最低湿度 40%以下の場合、若しくは平均風速で 10m/s 以上が予想される場合。なお、平均風速が 10m/s 以上であっても降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合もある。

(2) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第7章事故災害対策計画第5節林野火災対策計画」により実施する。

第3 各種情報

気象、水象、地象等により災害が起るおそれがある場合、気象官署は、担当予報区に対し注意を喚起するため、注意報、警報及び特別警報の補足説明、注意報発表前の状況説明又は事実を具体的に説明した気象情報、地震津波情報、火山情報等を発表する。

第4 伝達系統

気象官署等から気象・水防等に関する予警報が発表された場合、又は北海道（空知総合振興局長）から対策通報があった場合は、次のとおり迅速かつ確実に伝達するものとする。

1. 通常勤務時間中の伝達

通常勤務時間中の受理は、消防本部予防課長が行うものとし、必要に応じて、資料第7により、関係部所及び防災関係機関に伝達するものとする。

2. 夜間・休日等の伝達

夜間・休日等において消防署が受けたときは、次に掲げる警報等について、消防本部予防課長に連絡するとともに、気象情報等受理簿（資料第8）に記載し、翌朝、消防本部予防課長に提出するものとする。

なお、消防本部予防課長は、必要に応じて、関係課長等、関係機関・団体、学校及び住民に対し、必要な事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 気象警報

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水

(2) 気象注意報（特に重要と認められるもの）

情報を伴う注意報は、直ちに消防本部予防課長に連絡するものとする。

(3) 特別警報

直ちに消防本部予防課長に連絡するものとする。

(4) 水防警報

別記 1

注意報発表基準

注意報名		注意報の基準	
風雪（平均風速）		10m/s以上 雪による視程障害を伴う	
強風（平均風速）		12m/s以上	
大雨	浸水害	雨量基準	7
	土砂災害	土壌雨量指数基準	86
洪水		流域雨量指数基準	夕張川流域=33.4 志幌加別川流域=12.6 阿野呂川流域=12.4
大雪 * 現地の12時間降雪の深さ (cm)		30cm以上	
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾燥		最小湿度 30%以下で実効湿度 60%以下	
濃霧（視程）		200m以下	
霜（最低気温）		3℃以下	
なだれ		① 24時間降雪の深さ 30cm以上 ② 積雪の深さ 50cm以上で日平均気温 5℃以上	
低温		5月～10月（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2日以上継続 11月～4月（最低気温） 平年より 8℃以上低い	
着雪		気温が 0℃位で強度並以上の雪が数時間以上継続	
融雪		融雪に相当する水量と 24時間雨量の合計が 70mm以上	

警報発表基準

警報名		警報の基準	
暴風（平均風速）		18m/s以上	
暴風雪（平均風速）		16m/s以上 雪による視程障害を伴う	
大雨	浸水害	雨量基準	13
	土砂災害	土壌雨量指数基準	147
洪水		流域雨量指数基準	夕張川流域=41.8, 志幌加別川流域=15.8 阿野呂川流域=15.5
大雪 * 現地の12時間降雪の深さ (cm)		50cm以上	

記録的短時間大雨情報

1時間雨量 100mm

第 2 節 災害通信計画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法は、次に定めるところによる。

第 1 公衆通信施設の利用（主通信系統）

災害時の通信連絡は公衆電気通信設備を主通信系統とする。

第 2 専用通信施設の利用（副通信系統）

災害により、公衆通信施設が使用できない場合の通信連絡方法は、次により行うものとする。

1. 警察電話等による通信

市内警察機関の専用電話又は無線電話により、通信相手機関に最も近い警察機関を経てる。

2. 鉄道電話

鉄道専用の電話により、最寄りの駅又は保線区から、通信相手機関に最も近い鉄道施設を経てる。

3. 北海道電力(株)の専用電話

北海道電力(株)の支店・営業所・変電所を経てる。

第 3 専用無線施設の利用（副通信系統）

1. 北海道総合行政情報ネットワーク

北海道総合行政情報ネットワーク（総務課設置）を利用して、情報の収集伝達を行う。

2. 消防無線

消防本部（署・団）及び消防ポンプ自動車等車載無線を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

3. 市役所移動無線

土木水道課の携帯及び車両備付移動無線を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

4. アマチュア無線局

アマチュア無線局による通信を利用して、情報の収集伝達を行う。

第 4 通信途絶時の連絡方法

災害時に前記第 1～第 3 による通信が不可能な場合には、自動車、オートバイ、徒歩等により連絡員を派遣するなど臨機の措置を講ずるものとする。

第 3 節 災害情報等の収集伝達及び報告計画

この計画は、災害予防対策及び災害応急対策の実施に必要な災害情報等の収集、報告及び伝達を円滑に行うための計画である。

第 1 異常現象発見時における措置

1. 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察署・消防署等に通報しなければならない。

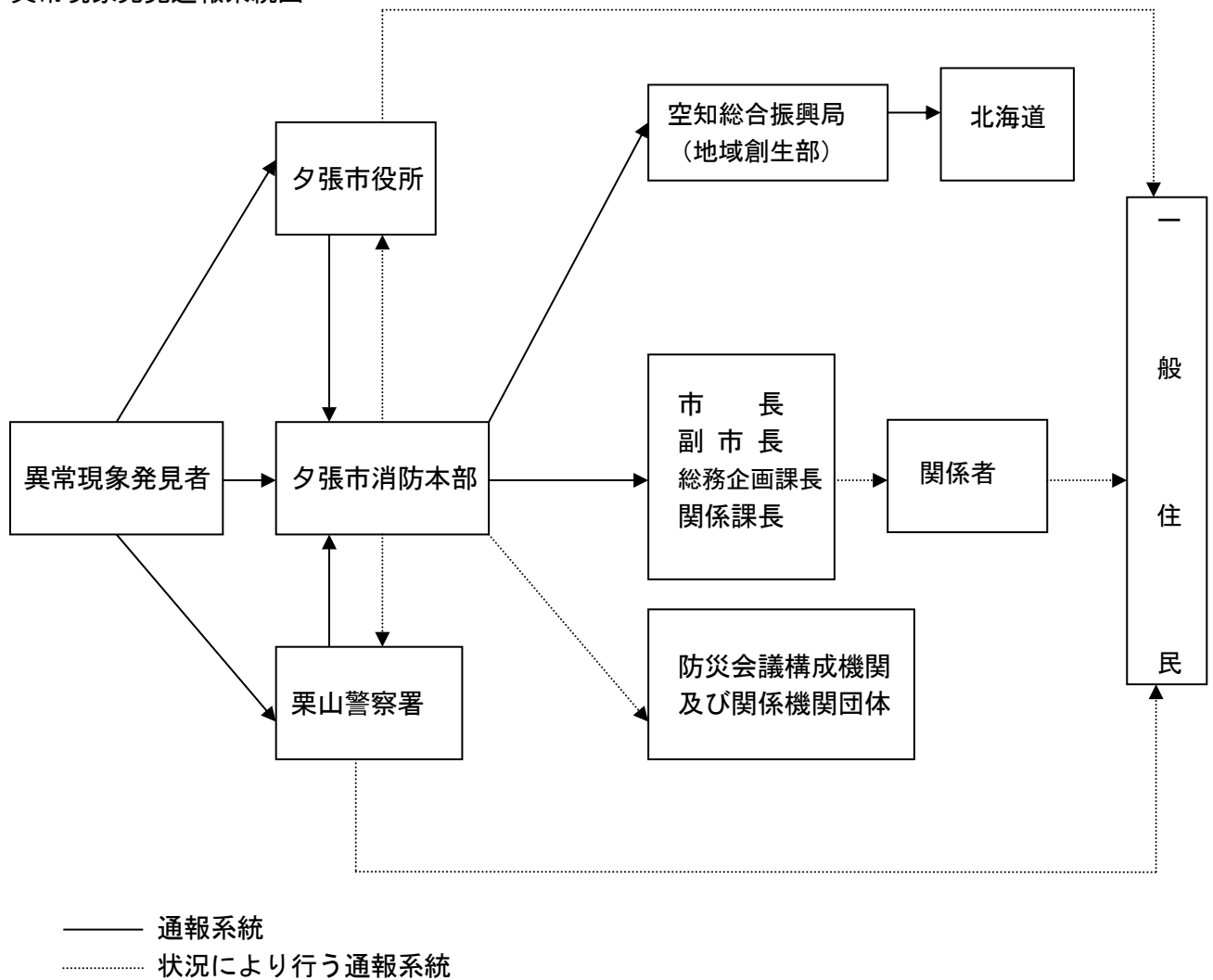
2. 警察官等の通報

異常現象発見者から通報を受けた警察、消防本部は、その内容を確認し、速やかに市長に通報するものとする。

3. 市長からの通報

市長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、次の異常現象発見通報系統図に基づき各関係機関に通報するものとする。

異常現象発見通報系統図



第2 災害情報等の収集及び報告

1. 情報の収集

発見者からの通報及び災害情報等は、資料第4(1)により受理するとともに、各班長は資料第4(2)により被害状況の調査収集を行ない、総括班長がこれを取りまとめ、常に災害情報の把握に努めることとする。

2. 情報の報告

災害時は、次に定めるところにより、北海道知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。ただし、消防庁速報基準に該当する火災・災害等のうち、「直接速報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。

【災害情報等報告取扱要領】

第1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

1. 人的被害、住家被害が発生したもの
2. 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
3. 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
4. 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
5. 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
6. 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
7. その他特に指示があった災害

第2 報告の種類及び内容

1. 災害情報

災害時は、資料第10の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

2. 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行なうものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

(1) 速報

被害発生後、直ちに資料第11の様式により件数のみ報告すること。

(2) 中間報告

被害状況が判明次第、資料第11の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

(3) 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に資料第11の様式により報告すること。

3. その他の報告

災害の報告は、1及び2によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行なうものとする。

第3 報告の方法

1. 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行なうものとする。
2. 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

第4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別添参考資料のとおりとする。

第 4 章 予 防 計 画

災害対策の究極は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の根幹をなすものである。

予防計画は、災害対策を計画的に推進するための災害予防に必要な事業又は施設の整備に関する計画で、災害予防責任者である市内指定地方行政機関の長、夕張市長及び防災関係機関の長がその実施を図るものとする。

第 1 節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される危険区域の実情を調査し、その結果をもとに施設の整備計画を明らかにする。

第 1 調査対象区域

1. 重要水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域。(資料第 12 重要水防区域)

2. 浸水想定区域及び浸水想定区域における要配慮者利用施設

河川の氾濫により浸水が想定される区域及び浸水想定区域における要配慮者利用施設は資料第 13 のとおり。

3. 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。(資料第 14 土砂災害警戒区域)

河川の氾濫により住民等の生命又は身体に機械想定される区域及び

4. 土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所)

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、土石流、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域。(資料第 14 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所)

5. 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設は、資料第 14 のとおり。

第 2 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

1. 危険区域の現況
2. 予想される被害の規模
3. 法律等における指定状況との関連
4. 防災関係機関における整備計画

第 2 節 水 害 予 防 計 画

第 1 河川の現況

本市は、三方を山岳に囲まれた河川の上流地域にあり、市内を南北に貫流し、江別市付近において石狩川に注ぐ夕張川を主流とし、この夕張川に山峡を縫って多数の河川が流入している。

その夕張川及び支流に沿って Y 字型に集落が形成されており、上流地における特殊性から豪雨時においては、各河川共に急激に増水・はん濫し、短時間のうちに水魔の影響を被るような実情にあるが、過去の災害の実態に鑑み、護岸等水防施設の構築については特に力を注ぎ、災害発生を防ぎ、並びに被害の軽減に努めている。なお、過去の水害の実態に基づき、本市は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条により水防管理団体として道知事の指定を受けたが、当市の実情から水防団は別に設けず、消防機関が水防団の性格も併せて行うものとし、水防に関する計画については、水防法に基づき作成した夕張市水防計画の定めるところによる。

1. 夕 張 川

当市内河川の主流である本河川の南部地区には夕張シューパロダム、下流の清水沢地区に清水沢ダムの施設がある。清水沢ダムは利水ダム（発電、かんがい用）であるが、夕張シューパロダムは、洪水調節を含む多目的ダムであり、豪雨時も、下流に流す水の量を抑えることが可能である。豪雨時には、本河川の管理団体である北海道及びダム管理事務所と連携し警戒体制に万全を期するものとする。

2. ホロカルクキ川

本河川の中流地帯に沿って楓・登川地区に住宅街が形成されていたことから、過去においては、豪雨の都度本河川がはん濫し、大きな被害をもたらしたので、住宅街沿大部分の河岸については、道費により護岸施設が構築された。従って再災害の危険は薄らいではいるが、護岸施設のない楓市街の一部及び夕張川合流点の農耕地一帯については被災のおそれがあり、それぞれ護岸施設及び堤防構築の必要性があるので、北海道に対して、これらの早期実現を要請していくこととする。

3. シホロカベツ川

本市の集落の大部分は、本河川に沿って形成されているため、豪雨時においては、増水・はん濫、あるいは沢水溢水による被害が続出した。このため、昭和 36 年以来護岸施設の構築等の予防措置を講じてきたが、昭和 41 年 8 月の集中豪雨は未曾有の出水となり、住家を主として甚大な被害をもたらしたので、本河川流域に対する防災対策として、恒久的な施設を早急に設置する必要に迫られ、同年以降本河川の管理主体である北海道において、年次計画で災害復旧工事及び災害関連助成工事による護岸施設の新設あるいは改良工事が進められ、昭和 44 年度で完成したことから、本河川流域における水害の発生は殆ど防止されることとなるものである。

なお、残る一部の危険区域は、今後も施設の設置を続けて要請していくこととする。

4. 富野川

阿野呂川の支流である富野川沿いは、農耕地域となっており、昭和59年、4.3kmが一級河川に指定、北海道において年次計画により平成4年から河川局部改良工事が進められてきたが、平成12年7月、豪雨により耕地の冠水被害が発生した。

平成12年度以降も引続き河川の拡幅、護岸整備等の河川改修工事が進められ、平成17年度に完了し、増水時の流水は安全になり、水害の発生は防止されることとなるが、上流部については豪雨時における警戒体制に万全を期するとともに、常々異常がないか点検し、異常を発見したときは、河川管理者に対し、その改善を要請するものとする。

5. その他の河川（ペンケマヤ川、熊の沢川、その他中小河川、沢）

これらの河川沿いは、いずれも農耕地域となっているが、蛇行著しく、水衝部において、はん濫水による耕地の決壊及び冠水被害が大きいので、逐次護岸施設を構築して被害防止に努めている。また、これらの上流部に設置されている道路及び鉄道のある小河川の管理について、当該箇所の暗渠等の作工物については、豪雨時における警戒体制に万全を期するとともに、常々異常がないかを点検し、異常を発見したときは、これら作工物の管理者に対し、その改善を要請するものとする。

第2 重要水防区域

過去の豪雨等による河川のはん濫により災害が発生した流域については、先に重要水防区域として設定し、異常気象時における被害の軽減措置として恒久的予防施設の構築を取り進めた結果、前述のとおり恒久的予防措置事業についてはほぼ完成をみたので、各河川ともに過去の例に示すような大規模な災害の発生はほとんど防止される見通しにあるため、重要水防区域設定の必要性は薄らいだのであるが、山間部としての本市の特殊事情もあるので、箇所毎の重要水防区域の設定はこれを廃し、主要河川については住家及び農耕地の存する流域を、資料第12のとおり重要水防区域として設定し、水防上警戒防ぎよに万全を期するものとする。

第3 治山事業

異常な天然現象によって発生した崩壊地、地すべり跡地又は荒廃溪流等は、降水毎にそこから土砂礫を流出し、下流河川の河道に堆積して河積の縮小と河床の上昇を促し、必然的に災害を増大させている。このような災害を未然に防止するため、本市内山林の復旧治山と予防治山を積極的に推進し、災害の未然防止を図る必要があるため、被災源となる箇所の治山事業の実施については、国有林地内は空知森林管理署に、その他の林地内は北海道空知総合振興局に対して早期実施方要請を行うものとする。

第 3 節 雪 害 予 防 計 画

異常降雪等により予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、次の区分けにより実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、札幌開発建設部岩見沢道路事務所が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所が行う。
- (3) 市道路線の除雪は、市が行う。
- (4) 鉄道路線の除雪は、北海道旅客鉄道（株）追分工務所追分管理室が行う。

第 2 除雪機械配置計画

異常降雪時において、迅速的確な除雪を実施し、交通の確保を図るための除雪機械の配置及び作業計画は、概ね資料第 16 のとおりとする。

第 3 なだれ警戒対策

本市は、特殊な地形のため、主要道路が山沿いに数多く形成されている。このため、次の箇所においてなだれの発生が予想されるので、融雪時においては、通行者の注意を促すものとする。

1. なだれ予想箇所

- (1) 道 道（夕張・岩見沢線）市役所付近
- (2) " （ " ）温泉の沢付近
- (3) " （ " ）清水の沢水源地入口付近

第 4 屋根雪おろしの奨励

市民は、異常降雪により危険が予想される場合は、屋根等の雪おろしをするとともに落雪による歩行者の安全確保に努めなければならない。

第 4 節 融雪災害予防計画

融雪出水による災害予防対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 気象情報の把握

融雪期においては、第 3 章 災害情報通信計画の定めるところにより、気象官署等関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の積雪の状況を適確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇、気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

第 2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及び雪崩、地すべり、がけ崩れの恐れがある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

1. 市及び消防署は、住民の協力を得て、予想される危険地域について随時巡視し、警戒体制をしくものとする。
2. 市及び河川管理者は、警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険地域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
3. 避難場所を住民に周知徹底するとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。

第 3 河道内の障害物の除去（側溝排水）

積雪、捨雪及び結氷等により、河道が著しく狭められ、被害の発生が予想される箇所又は流水、障害物による橋梁の流失を防止するため、河川管理関係機関は、融雪出水前に河道内の除雪、砕氷等の障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

第 4 水防資器材の整備点検

河川管理者及び水防関係機関は、水防活動を迅速かつ効率的に行うため、融雪出水前に水防資材の整備点検を行うとともに、資器材手持業者等と十分な打合せを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

第 5 水防思想の普及徹底

市は、融雪出水に際し、住民の十分な協力により、被害を最小限度に止めるよう、広報手段等により水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第 5 節 土砂災害の予防計画

地すべり等による災害予防計画は、本計画の定めるところによる。

また、本市は、山岳丘陵地帯にある関係等から、市内各所で地すべりの現象が生じているが、地すべり・がけ崩れ等及び土石流危険渓流予想区域並びにガス湧出による危険宅地の現況及びその災害防止対策は、資料第 13・資料第 14 のとおりである。

第 1 警戒避難対策

市は、土砂災害警戒情報等により土砂災害の発生が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い、警戒に当るものとする。

災害等が発生するおそれがある場合、区域の居住者への災害に関する情報は、「第 3 章災害情報通信計画」に準じて伝達し、避難については、「第 5 章災害応急対策計画第 4 節避難救出計画」のとおり取り進めるものとする。

第 2 災害防止対策

定期的に点検等を行い、災害防止工事の実施を推進するとともに、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

第 6 節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災から建築物被害を防止するための防火建築等の促進は、本計画の定めるところによる。

1. 本市の建築物の殆どは木造であり、その大半が老朽住宅で占められ、火災発生の悪条件下にあるが、昭和 48 年 2 月 1 日付けで都市計画法に基づく、全市の都市計画区域内における用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域を準防火地域に指定し、その他の用途地域については、平成 12 年 3 月 3 日付けで、建築基準法第 22 条の指定区域を拡大したことから、今後も市内における建築物の防火性能向上を促進するものとする。
2. 既設市街地については、戸建ての住宅等の空き家の増加や老朽化、商店街の空き店舗による空洞化・老朽化が進んでいることから、円滑な災害活動等を推進するため、所有者へ建物の適切な維持管理をお願いするとともに、各種補助制度の活用を促進し、良好な住環境を形成するものとする。
3. 昭和 56 年以前に建築された耐震性能を有さない既存不適格建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、建築物の耐震改修の必要性等について、普及・啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる環境整備に努めるものとする。
4. がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域においては、建築物の建築制限を行うとともに、既存住宅については安全な場所への移転促進を図るものとする。

第 7 節 消 防 計 画

この計画は、消防の任務がその施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあることから、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防し、警戒し、及び制圧して、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

第 1 消防組織及び分掌

火災の予防及び水火災、その他の災害を未然に防止するため、消防組織法第 9 条の規定に基づき、夕張市消防本部、夕張市消防署、夕張市消防団を設置している。その組織及び分掌事務内容は、資料第 17 のとおりである。

第 2 消防力の整備計画

本市の地勢は前述のとおりであるが、特に夕張川及びその支流沿いに点在する平坦地及び丘陵段丘地に集落が散在的に形成され、木造建築密集地域や道路狭隘地域及び一方編集地域(行き止まり)、または傾斜地等によって消防防衛活動が困難で、過去においては、別記災害発生記録に示すように大型火災がしばしば発生している。

今日においては、人口の減少や非木造化などの要因もあり、大火災発生件数・規模ともに減少の傾向にあるが、なお予断を許さない状況にある。

予想される災害の規模、態様等に対応できる消防力の増強及び更新等に当っては、整備計画をたて実施するものとする。(資料第 20)

消防施設の現況は、資料第 18 のとおり。

第 3 火災予防計画

地域住民の生命・身体及び財産を火災から保護し、もって公共の福祉の増進に資するため、防災体制の整備を促進し、火災予防対策の強化を図るものとする。

1. 火災予防思想の普及活動

(1) 防火組織の育成指導

民間防火組織である、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、危険物安全協会等の育成指導を積極的に推進し、地域防火組織の充実と住民の防火意識の高揚を図る。

(2) 各種団体の防火指導(町内会、学校、各事業所等)

各種団体の要請により映画会、消火訓練、避難訓練、通報訓練、防火講話等を積極的に推進し、地域住民の防火意識の高揚を図り火災の防止に努める。

2. 消防法に基づく資格者等に対する教育

(1) 防火管理者資格取得に関する講習

防火管理者の資格取得講習会については、近隣消防本部開催の防火管理者講習会を HP で掲載・案内をすることとし、防火管理の重要性や役割を理解して火災等から未然に防ぐ人材育成に努める。

(2) 危険物施設等に対する指導

消防法に基づく危険物製造所等の関係者に対し、関係法令の周知徹底及び関係業務の推進を図る。

(3) 関係業者等の指導

消防設備士関係、危険物取扱者関係、石油燃焼器具等に関わる者に対し、関係法令の周知徹底及び関係業務の推進を図る。

3. 予防査察

火災予防の徹底を期するため、消防法第4条及び第4条の2により、夕張市火災予防条例に指定する防火対象物並びに一般住宅に立入り、火災予防上必要な検査指導を行い、出火の防止と焼死事故の絶滅を図る。

(1) 定期立入検査

計画的に立入検査を実施し、火災危険の早期発見と除去に努め、出火の防止を図る。

(2) 特別立入検査

火災予防のため特に必要があると認めたときは、当該必要区域の特別立入検査を実施する。

(3) 消防団員の立入検査

火災予防上必要があるときは、当該区域の消防団員による立入検査を実施する。

4. 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づき建築物の同意を行う際、不燃化の促進、災害時の避難設備及び消防用設備設置の推進を図る。

5. 予防広報

予防広報は、次の内容により行うものとする。

(1) 広報紙及び各種新聞等による啓発

(2) チラシ、ステッカー等の配布及びポスター、看板等の掲示

(3) 消防ポンプ自動車等による啓発

第4 火災予警報計画

気象の状況が火災予防上危険であると認めたとき、火災を未然に防止するため、消防法第22条の規定により、火災警報を発令し、出火防止に万全を期する。

1. 火災警報発令基準

(1) 実効湿度60%以下であって、最低湿度が40%以下になり最大風速毎秒10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(2) 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2. 警報の伝達

火災警報を発令したとき又は解除したときは、直ちに関係機関及び市民に周知徹底するものとする。

第5 警防計画

災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるときは、消防力を合理的に運用できるよう必要な事項を定めるものとする。

1. 調査

災害が発生した場合、消防活動等が迅速かつ効果的に行うことができるよう地形、水利、危険区域等の調査を次の区分により、定期的に行うものとする。

(1) 警防調査

地形、道路、橋梁、及び建築物、工作物の状況その他警防上注意を要する箇所について行う。

(2) 水利調査

消火栓、防火水槽、貯水池、沼、河川、湧水、プールその他消防水利として使用できるものについて行う。

2. 火災出動

火災が発生した場合における出動は、資料第 19 に定めるところによる。

3. 教育訓練

消防職団員は、消防人としての職務と人格の高揚、学術、技能の習得、体力・気力の練成及び規律を保持し、もって能率的な警防活動等を遂行できるよう、教育訓練を計画的に実施するものとする。

第 6 救急救助計画

救助及び救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めながら、医師会等との連携を図り災害現場における被災者の救急救助活動に万全を期するとともに、救命率の向上のため病院前救護の知識・技術を普及する。

1. 応急手当普及啓発活動

家庭・職場等において事故又は急病人が発生した場合、救急隊が現場に到着する前に、その場に居合わせた者により適切な救命処置を施すための応急手当の知識と技術の普及に努める。

2. 119 番通報時における応急手当の口頭指導

救急出動の要請を受けた際、救急隊が現場に到着するまでの間、通信指令員が必要と認めた場合、救命効果の向上を目的に、関係者に対し応急手当の実施方法を口頭指導するものとする。

第 8 節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難施設の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第 1 避難誘導體制の構築

1. 市は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
2. 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民(以下「広域避難者」という。)の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
3. 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを予め定めるよう促すものとする。
4. 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第 2 避難場所の確保等

1. 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、予め当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。
その際は、観光地は昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

異常な現象 基準	崖崩れ 土石流 地滑り	大規模な火災	洪水 (※1)	内水氾濫	地震
	<p>居住者等に解放され、居住者等受入用部分(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの</p> <p>(※ 下記 a2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる)</p>				
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B) いずれかに該当	構造 (A)	<p>想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)</p>		<p>施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※2)に適合するもの</p>	
	立地 (B)	<p>異常な現象による水圧、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)</p>			<p>当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない</p>
安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある					

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

2. 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
3. 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
4. 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
5. 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

1. 市は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、予め当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
----	-------------------------------

構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2. 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
3. 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
4. 市は、避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等を予め決定しておく。
 - (2) 特別養護施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所の生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
5. 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
6. 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
7. 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第4 避難計画の策定等

1. 避難情報の具体的な発令基準の策定

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者・支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる特性を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速・的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にしたマニュアル等の作成に努めるものとする。

2. 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

市は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努

めるものとする。

3. 市の避難計画

市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

- (1) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (4) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (6) 避難に関する広報
 - ア 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - イ 避難誘導者による現地広報
 - ウ 住民組織を通じた広報

4. 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後では避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。そのため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳など、避難状況を把握することに努めることとする。

第 9 節 避難行動要支援者対策計画

災害時等における避難行動要支援者の安全の確保については、本計画の定めるところによる。

第 1 安全対策

災害時には、高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）が被害を受ける場合が多いことから、市及び社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全の確保を図るため、避難支援や安否確認等の必要な措置（以下「避難支援等」という。）の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）等の協力を得ながら、避難行動要支援者の防災体制の整備に努める。

第 2 市の対策

1. 全体計画・地域防災計画の策定

市は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、本計画に定めるとともに、細目的な部分を含めた全体計画は、本計画の下位計画として別に定める。

2. 避難行動要支援者名簿の作成及び記載事項

市は、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

名簿に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他避難支援等の実施に必要な事項

3. 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、次の何れかに該当する在宅者とする。

- (1) 75 歳以上の一人暮らしの者、又は 75 歳以上のみの世帯に属する者
- (2) 介護保険法に規定する要介護 3 以上の認定を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳 1 級又は 2 級を受けている者
- (4) 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳 A 判定を受けている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳 1 級を受けている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等を要すると市長が認める者

4. 避難支援等関係者への名簿の提供等

市は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、平常時より、情報提供することについて同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を提供する。

避難支援等関係者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 夕張市消防本部

- (2) 栗山警察署
 - (3) 民生委員
 - (4) 夕張市社会福祉協議会
 - (5) 自主防災組織
 - (6) その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者
5. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
市は、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者を把握するため、市の内部で保有する要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。
6. 名簿の更新
市は、避難行動要支援者の新規追加、又は市の内部で保有する情報等により、名簿登載者の死亡や転出等を把握した場合は、適宜、名簿情報を更新し、名簿を最新の状態に保つよう努める。
7. 名簿情報の漏えいを防止するための措置
市は、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 民生委員、自主防災組織及びその他避難支援等の実施に携わる関係者への名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域に限り提供する。
 - (2) 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (3) 名簿は、施錠可能な場所で保管するなど、厳重な保管を行うよう指導する。
 - (4) 名簿は、必要以上に複製しないよう指導する。
 - (5) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
 - (6) 名簿が必要なくなった際は、速やかに市長に返却するよう指導する。
8. 避難のための情報伝達
市は、市計画に基づき高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令・伝達を災害時等において適時適切に発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難行動要支援者に合った手段による情報伝達に努める。
9. 避難支援等関係者の安全確保
市は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮しなければならない。

第3 社会福祉施設等の対策

1. 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であるため、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

2. 組織体制の整備

施設管理者は、災害時等において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を

整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防署への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

3. 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防署への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。

4. 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第4 避難行動要支援者の避難行動支援

1. 避難行動要支援者の安否確認

市は、災害発生後、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合は、名簿を有効に活用し、避難支援等関係者と連携を図りながら、避難行動要支援者の安否確認に努める。

2. 避難行動要支援者の避難場所から避難所等への移送

市は、避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所や医療機関等へ移送できるよう、必要な措置を講じる。

3. 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

4. 在宅者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

5. 応援の要請

市は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第5 外国人に対する対策

言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要支援者として位置付け、災害時等に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

1. 多言語による広報の充実

2. 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第 10 節 食料等の確保及び防災資機材等の整備計画

市は、災害時において、市民の生活を確保するため、食料・飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材の整備に努める。

第 1 食料の確保

1. 市は、予め食料関係機関及び保有業者に、流通在庫備蓄の整備を促進し、災害時の食料確保に努める。
2. 市は、防災週間や防災関連行事を通じ、市民に対し、2～3 日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図るものとする。

第 2 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努めるものとする。

第 11 節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止、並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに、地域住民、事業所等による自主防災組織の設置・育成を推進する。

第 1 地域住民による自主防災組織

市は、地域毎の自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が、効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

第 2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備・強化に努める。

第 3 自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当っては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

1. 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
2. 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第 4 自主防災組織の活動

1. 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人一人が適切な行動をとることが出来るように、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練として通例次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から、情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消防用器具を使用して、消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難出来るよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2. 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を、迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提出する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者ルート

また、避難場所へ避難した後についても地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言蜚語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ・建物の倒壊などにより、下敷きになった者が発生したときは、市に通報するとともに、二次災害に十分注意し救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

市長から高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、障がい者、幼児、病人、その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長時間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行なうためには、組織的な活動が必要となるので、市が実施する給水・救援物資の配布活動に協力する。

第 5 章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、基本法第 50 条第 2 項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第 1 節 応急措置実施計画

災害時において、市長等が実施する応急措置は、本計画の定めるところによる。

第 1 応急措置

1. 応急措置の実施責任者

- (1) 北海道知事
- (2) 栗山警察署警察官
- (3) 市内指定地方行政機関（出先機関）の長
- (4) 市内指定地方公共機関（出先機関）の長
- (5) 夕張市長

第 2 市の実施する応急措置

市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係法令及び本計画の定めるところに基づき、所掌事務について速やかに応急措置を実施するものとする。

1. 警戒区域の設定

市長は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

2. 障害物の除去

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めたときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置を実施するため、支障となる物の除去、その他必要な措置をとることができるものとする。この場合において、工作物を除去したときは、市長は、当該工作物の保管を行うものとする。

3. 応急公用負担の実施

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めたときは、市区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し収容することができるものとする。

4. 応急公用負担等実施に伴う損失補償

市長は、前2号の措置によって通常生じる損失を補償するものとする。

5. 他市町村長に対する応援の要求

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他市町村長に対して応援を求めることができるものとする。

6. 北海道知事に対する応援の要求

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し応援を求め、又は応急措置の全部又は一部について実施を要請することができるものとする。

7. 災害時における事務の委託

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市の事務又は市長の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の機関にこれを管理し及び執行させることができるものとする。

8. 住民等の業務従事

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができるものとする。

9. 応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償

市は、前号により応急業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、基本法施行令第36条に定める基準に従い、条例の定めるところによりその者又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

10. 通信設備の優先利用

市長は、応急措置の実施のため、緊急かつ特別に必要なときは、「第3章 災害情報通信計画」に定めるところにより、有線電気通信法第3条第3号に掲げる者が設置する有線電気通信施設、若しくは無線設備を使用することができるものとする。

第 2 節 災 害 広 報 計 画

災害時の市における報道機関、災害関係諸機関及び市民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

第 1 災害広報の担当

災害時における広報活動業務は、「資料第 2」 に定める総括班が担当するものとする。

第 2 災害情報等の収集要領

災害情報等の収集については、「第 3 章 災害情報通信計画」によるほか、次の要領によって収集するものとする。

1. 総括班写真担当員派遣による災害現場写真の取材
2. 市役所支所、その他関係機関取材による写真の収集
3. その他災害の状況に応じ、班員の派遣による資料の収集

第 3 災害情報等の発表及び広報の方法

1. 報道機関に対する情報発表等の方法

(1) 収集した被害状況、災害情報等は、その都度報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害の発生場所（地域）
- ウ 被害状況
- エ 市における応急恒久対策の状況
- オ 災害対策本部の設置又は廃止

(2) 災害の発生又は発生するおそれがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して、積極的に情報資料の提供を行い協力するものとする。

2. 市民に対する広報の方法及び内容

(1) 一般市民並びに罹災者に対する広報活動は、災害時の推移をみながら、次の方法により行うものとする。

- ア 新聞・ラジオ・テレビの利用
- イ 広報紙・チラシ類の印刷物利用
- ウ 市ホームページ、SNSの利用
- エ 広報車の利用

(2) 広報事項は次のとおりとする。

- ア 災害に関する情報及び関係機関、住民に対する注意事項

- イ 災害応急、恒久対策とその状況
 - ウ 災害復旧対策とその状況
 - エ 災害地を中心とした交通に関する状況
 - オ その他必要な事項
- (3) 災害現地における住民懇談会等によって、一般住民並びに罹災者の意見・要望・相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

第 3 節 水 防 計 画

洪水その他による水災を警戒防御し、その被害を軽減するための組織及び活動要領等については、本計画の定めるところによる。

第 1 水防組織

本市の水防機関としては、水防法により、消防機関がその任に当たることになっており、非常に際しては、災害対策本部機構の中における防災活動班（資料第 2 2）が、災害対策本部長の指揮・命令により地域内全般の水防活動を展開する。なお、災害の状況によっては、活動人員の不足が予測されるので、民間協力団体として土建業者による特別防災活動隊（資料第 2 3）を編成し、災害の状況に応じ協力出動を要請する。

第 2 水防情報

1. 情報の収集

水害発生の恐れがある場合は、速やかに予防措置を講ずるため、応急措置の実施責任者並びに関係住民は、その得た情報を直ちに災害対策本部に連絡するものとする。

(1) 情報の種類

ア 気象情報 イ 降雨量 ウ 河川水位 エ ダム放流量
オ 堤防決壊、浸水箇所 カ その他

(2) 連絡の方法

電話又は無線等によるものとする。

2. 住民への情報周知

ダム管理者は、洪水調節、その他異常放流を行う場合は、規定の警告を行うとともに、放流量を変更する場合にも、状況に応じ住民へ危険防止のための警告を行う。また、災害対策本部においても、状況により広報車等により住民へ周知する。

第 3 水防信号

1. 水防に用いる信号

地域住民及び消防団員等に対し行う警戒危険及び出動信号の方法は、下記のとおり知事が定めているが、水害予想地域が部分的な場合は、敢えてこの信号を用いず口頭伝達、その他の方法によって周知する。

区分	方法	警鐘信号	サイレン信号	摘要
警戒信号		○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止	気象官署から洪水警報を受けたとき又は警戒水位になったとき
出動 第 1 信号		0-0-0 0-0-0 0-0-0	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 0—休止 0—休止 0—休止	市及び消防機関に属する者の全員出動信号
出動 第 2 信号		0-0-0-0 0-0-0-0 0-0-0-0	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 0—休止 0—休止 0—休止	市の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 避難・立退き		乱 打	1分 5秒 1分 5秒 0—休止 0—休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きのことを知らせる信号
備 考		1. 信号は、適宜の時間継続する 2. 必要に応じ、警鐘及びサイレン信号を併用する 3. 危険が去った場合は、口頭伝達により周知する		

2. 夕張シューパロダムの放流に伴う警報

- (1) 警報主任者 夕張川ダム総合管理事務所長
- (2) 警報伝達区域 ダムから遠幌警報所までの夕張川沿岸
- (3) 放流警報 警報主任者は、放流を行う場合は、放流開始の1時間前までに、放流日時、放流量等を関係機関に通知するとともに、夕張川各地点に設置したスピーカー（疑似音による）により警報し、河川区域内の危険防止のため一般市民に周知すると共に警報車により巡視を行う。

(4) 警報所サイレン及び警報車

名称	スピーカーの設置場所	スピーカーの出力	吹鳴時間	吹鳴方法（疑似音）	吹鳴の確認方法	サイレン管理人
夕張スーパーダム警報局	夕張スーパーダム堤体左岸	100w	ダム放流開始30分前	60秒吹鳴 10秒休止 6回反復	警報車	夕張川ダム総合管理事務所調整係長
青葉所	南部青葉町南部橋付近	100w	同上	同上	同上	同上
菊水北所	南部菊水町1条3丁目	100w	同上	同上	同上	同上
遠幌警報所	南部岳見町	100w	同上	同上	同上	同上

3. 清水沢ダムの放流に伴う警報

- (1) 警報主任者 北海道企業局夕張川発電管理事務所長
- (2) 警報伝達区域 清水沢ダムから沼ノ沢取水堰地点及び滝ノ上発電所堰から川端ダム地点までの夕張川の区間
- (3) 放流警報 警報主任者は、放流を行う場合は、放流開始の1時間前までに、放流日時、放流量等を関係機関に通知するとともに、夕張川各地点に設置したスピーカー及び警報車により警報し、河川区域内の危険防止を一般市民に対し周知する。

(4) 警報所サイレン及び警報車

名称	スピーカーの設置場所	サイレンの出力	吹鳴時間	吹鳴方法	サイレン管理人
第1号サイレン	清水沢発電所	7.5kw	放流開始10分前	60秒吹鳴 10秒休止 3回反復後 2分30秒休止 60秒吹鳴 5秒休止 3回反復	北海道企業局 夕張川発電管理事務所 清水沢発電事業所長
第2号サイレン	滝ノ上発電所	0.75kw			
警報車		スピーカー 20w	放流水到達15分前	アナウンス	

4. 沼ノ沢取水堰の放流に伴う警報

- (1) 警報主任者 北海道企業局夕張川発電管理事務所長

(2) 警報伝達区域 沼ノ沢取水堰から滝ノ上発電所堰地点までの夕張川の区間

(3) 放流警報 警報主任者は、放流を行う場合は、放流日時、放流量等を関係機関に通知するとともに、夕張川各地点に設置したスピーカー及び警報車により警報し、河川区域内の危険防止を一般市民に対し周知する。

(4) 警報局スピーカー及び警報車

名称	スピーカーの設置場所	スピーカーの能力	吹鳴時間	吹鳴方法	スピーカー管理人
第1号スピーカー	沼ノ沢 229-3 番地 (夕張川右岸)	50w × 2 台	放流開始 15分前	音声放送	北海道企業局 夕張川発電 管理事務所長
第2号スピーカー	沼ノ沢 20-3 番地 (夕張川左岸)	50w × 2 台 × 2 組	放流水到達 15分前	チャイム アナウンス チャイム 10回反復	
第3号スピーカー	沼ノ沢 180-1 番地 (夕張川左岸)	50w × 2 台 × 2 組		電子サイレン 60秒吹鳴 10秒休止 5回反復	
第4号スピーカー	紅葉山 373-2 番地 (夕張川左岸)	50w × 2 台 × 2 組			
第5号スピーカー	滝ノ上 43-1 番地 (夕張川右岸)	50w × 2 台 × 2 組			
警報車		20w			

5. 旭町ダムの放流に伴う警報

- (1) 警報主任者 夕張市役所土木水道課ダム管理主任技術者
- (2) 警報伝達区域 旭町ダムから下流旭町入口までのポンポロカベツ川沿岸
- (3) 放流警報 警報主任者は、放流を行う場合は、放流開始 15 分前にサイレンを吹鳴させるとともに、警報車で旭町浄水場より河川区域内の一般市民に状況を周知し、その後の状況も必要に応じて広報する。
- (4) 警報所サイレン

名称	スピーカーの設置場所 警報車	サイレン の出力	吹鳴時間	吹鳴方法	サイレン管理人
旭町第1 ダム警報所	旭町第1ダム直下	k w 1. 5	放流開始 15分前	1分吹鳴5秒休止 3回反復	土木水道課ダム 管理主任技術者

第4 建設機械の動員計画

応急措置及び応急復旧を速やかに実施するための建設機械の動員については、市所有及び建設業者所有の建設機械により実施するものとし、その所有状況は資料第24のとおりである。

第5 資器材の備蓄及び現有状況

水害発生時における応急措置は、その大部分が仮設築堤である。これに要する資材の備蓄及び器材の現有状況は、資料第25のとおりである。

第6 資材輸送計画

水防資材の輸送は、市所有車両を動員して実施するが、災害の状況によって輸送能力が不足する場合には、民間車両の借上げによって実施するものとする。

第 4 節 避 難 救 出 計 画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第 1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難情報の発令を行う。

1. 避難実施責任者

(1) 市 長

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きを指示することができる。

イ 立退先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

ウ 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他緊急に安全を確保するための措置（以下、「緊急安全確保」という。）を指示することができる。

- ② 市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- ③ 市長は、上記の避難情報を発令したときは、その旨を速やかに空知総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする）。

(2) 警察官

警察官は、市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

(3) 知事又はその命を受けた道の職員

- ① 知事（空知総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は洪水、地滑り以外の災害の場合においても市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。

- ② 知事（空知総合振興局長）は、災害発生により市長が避難のための立退き指示に関する措置ができない場合は当該市長に代わって実施する。

2. 高齢者等避難・避難指示及び緊急安全確保の基準

(1) 高齢者等避難

避難に時間を要する高齢者や障がい者等の要配慮者に立退きを促し、その地域の居住者等に対し、避難のための立退きの準備を促す情報をいう。

(2) 避難指示

災害による危険が目前に迫っている場合等に発せられ、居住者等を避難のために立退かせるためのものをいう。

(3) 緊急安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のための立退きを行うことがあって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するとき、必要と認める地域の居住者等に対し指示するものをいう。

(4) 避難の態様

ア 事前避難

次の場合に被災危険区域住民に避難場所等を示して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行う。

(ア) 大雨、暴風又は洪水の警報等が発表され、避難を要すると判断されたとき。

(イ) 河川が警戒水位を超え、なお水位が上昇するとき。

(ウ) その他諸般の状況から避難の準備又は避難する必要があると認められるとき。

イ 緊急避難

事前避難をする間がない場合（地震、火災、洪水等による被災の危険が目前に迫っていると判断されるときをいう。）は、至近の安全な場所に緊急避難させる。

3. 避難情報の周知

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に当たっては、当該地域の住民に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

(1) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保事項

ア 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の理由及び内容

イ 避難場所及び経路

ウ 避難対象区域

エ 注意事項

(ア) 携行品は必要最小限にする。（食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）

(イ) 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨具・防寒用具を携行。

(ウ) 避難時の戸締まり。

(エ) 火気に注意し、火災が発生しないようにする。

(2) 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達できる方法により伝達するものとする。なお、場合によっては二つ以上の方法を併用する。

ア 避難信号による伝達

「本章 第3節 水防計画 第3水防信号」に定める危険信号によるものとする。

イ 放送局（NHK、民間放送局）に対し、勧告、指示等を行った旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事項を提示して放送することを要請する。

ウ 電話による伝達

電話により住民組織、官公署、会社等に通報する。

エ 広報車による伝達

市・消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

オ 伝達員による個別伝達

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときが、夜間・停電時・風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想される場合は、消防団員等で班を編成し個別に伝達するものとする。

4. 避難場所等

(1) 切迫した災害からの危険を逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所

ア 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や土砂災害等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定基準を満たす施設又は場所であり、資料第26 指定緊急避難場所及び指定避難所のとおりあらかじめ指定しておくものとする。ただし、緊急を要する場合等でこれらの場所を使用することができないときは、最寄りの民間施設、公園、空き地等を使用するものとする。

イ 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設であり、指定緊急避難場所をそのまま指定避難所として使用する場合と、別の公共施設等を利用する場合もある。

また、指定避難所が使用不能になった場合、又は、指定避難所に収容しきれなくなった場合には、災害の種類、被害又は被害の状況により仮設避難所の設営を行う。

ウ 福祉避難所

障がい者や高齢者等の避難生活が長期に及ぶ場合において、何らかの特別な配慮を必要とする者を受入するための施設を、福祉避難所として指定するものとする。

また、指定にあたっては、バリアフリー化など受入した避難者の生活に支障が少ないよう整備された、社会福祉施設等と協定締結に基づき確保するほか、必要に応じて代替避難所等を活用する。

(2) 管理運営

ア 指定緊急避難場所の管理運営

(7) 避難を要する状況にあつては、速やかに本部から連絡員を配置し、避難住民との連絡、避難状況の掌握に努めるとともに、避難者に対する情報提供及び指示を行い、

避難者の安全確保と混乱の防止を図るものとする。

- (イ) 避難における救援措置は、原則として給水及び医療救護とする。
- (ウ) 指定緊急避難場所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い管理運営に協力するものとする。

イ 指定避難所の管理運営

- (ア) 施設の開設は、本部の指示により施設の管理者が行い、管理運営については避難救護班が行うものとする。
- (イ) 指定避難所の開設基準、開設期間等については災害救助法が適用されたときは同法により、また適用されない場合は同法に準じて行うものとする。
- (ウ) 指定避難所として使用する施設の管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力するものとする。

ウ 指定緊急避難場所の周知方法

市民に対し、広報紙等を通し指定緊急避難場所の周知に努めるものとする。

5. 避難誘導

(1) 避難誘導者

避難者の誘導は、避難救護班、消防署、消防団及び警察官が協力して行う。

(2) 避難の順位

避難させる場合には、高齢者、乳幼児、身体障がい者、傷病者及び妊婦など自力避難の困難な避難行動要支援者を優先的に避難させる。

(3) 避難の方法

避難は、可能な限り町内会単位、あるいは町内会各班の単位で行うものとし、避難は避難者自ら行うことを原則とする。

6. 避難所の開設状況の記録

避難所を開設した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 避難者名簿

(2) 避難所用物資受払簿

(3) 避難所設置及び収容状況

7. 北海道(空知総合振興局)に対する報告

- (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域・避難先を記録するとともに、空知総合振興局に対し、その旨報告する。(市長以外の者が発令したときは市長経由)

- (2) 避難所を開設したときは、北海道知事(空知総合振興局長)にその旨報告する。

ア 避難所開設の日時、場所及び施設名

イ 開設期間の見込

ウ 収容状況・収容人員

エ 炊き出し等の状況

第2 救出計画

1. 救出実施責任者

市長（災害救助法の適用を受け、北海道知事の委任を受けた場合を含む。）は警察官、消防機関の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救出の実施が困難な場合は、本章第19節自衛隊派遣要請計画に定めるところにより、空知総合振興局長に自衛隊の派遣要請をするものとする。

2. 救出対象者

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者で、おおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 水害・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、また、孤立地点に取り残された場合
- (4) がけ崩れ・地すべり等により生埋めとなった場合及び気動車、自動車等の大事故が発生した場合

3. 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、記録しておかなければならない。

第 5 節 食 料 供 給 計 画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料供給に関する計画は、次のとおりとする。

第 1 主要食料供給計画

1. 実施責任者

被災者に対する食料の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。

2. 給与の対象者

- (1) 避難所に収容された者。
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者。ただし、親戚又は知人等の住家に避難し、そこで食事を摂ることができる状態にある者は除く。
- (3) 災害応急対策に従事している者。

3. 給与の方法

(1) 炊出しによる給与

炊出しは、必要に応じ住民組織に協力を求め、主食及び副食を調理して配分する。

(2) その他による給与

災害の状況により、炊出しすることが困難な場合にはパン、インスタント食品、缶詰等調理の必要がないものを配分するものとする。

4. 食料の調達方法

食料の調達は、次のとおり行うものとし、避難救護班及び総括班が担当する。

(1) 主要食料及び副食

炊出し等の給食に米穀等を必要とする場合は、市内の業者から調達するものとするが、不足の場合又は緊急を要する場合には空知総合振興局を通じて知事に要請するものとする。

(2) 主要食料在庫状況

市内における主食の在庫場所、在庫状況は資料第 27 のとおりである。

(3) 乳児対策

人工栄養を必要とする乳児に対しては粉ミルクを市内業者から調達して支給するものとする。

5. 食料の配布

(1) 配給は原則として避難所において実施する。

(2) 被災者に対する配給は、町内会等の協力を得て公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

第 2 炊出し計画

(1) 実施責任者

被災者に対する炊出しは、避難救護班が担当する。

(2) 炊出しの方法

炊出しは、必要に応じ町内会組織、婦人団体等の協力を得て、学校給食施設、その他給食施設を有する会館等を利用して行うものとする。

第 6 節 衣料、生活必需物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画は、次のとおりとする。

第 1 実施責任者

1. 災害救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。
2. 災害救助法が適用されない場合は、市長が行うものとする。

第 2 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

1. 災害により住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者。
2. 災害により、被服、寝具、その他必要最小限度の生活用品を喪失し、しかもこれらの物品を直ちに入手することができない状態にあり、日常生活を営むことが困難である者。

第 3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況及び物資調達状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

1. 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
2. 外衣（洋服、作業衣、子供服）
3. 肌着（シャツ、パンツ）
4. 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
5. 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
6. 食器（茶碗、皿、箸等）
7. 日用品（石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー等）
8. 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

第 4 調達方法

災害の規模に応じて、市内の業者を調達先とする。なお、調達困難な場合には知事に依頼し、調達するものとする。

第 5 給与又は貸与の方法

1. 地区取扱責任者
救援物資の給与又は貸与は、町内会長等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。
2. 計画に基づく配布
 - (1) 物資購入時に作成する計画表に基づき、世帯単位に配布する。
 - (2) 給(貸)与の物資は生活に必要な最小限のものとする。

第 7 節 給 水 計 画

本市は特殊な都市形態を形成しているため、給水源として2ヶ所の水源施設があり、それぞれの水源施設において浄水の給水を実施しているが、過去の台風又は豪雨時において、水源施設内における土砂崩壊或いは崖崩れによる道路決壊等によって、送水管切断の災害による給水機能停止の事態がしばしば発生している現況下にある。災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が不可能となった場合、市民に必要最小限の飲料水を供給し、市民の保護を図る応急給水は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

給水施設が被災した場合における応急給水については、資料第 28 により市長が実施するものとする。救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 13 条第 1 項の規定により委任された場合は、市長が行う。

また、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後 3 日間分程度（一人一日概ね 3 リットル）、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

第 2 給水方法

タンク給水を行う場合の輸送用の車両は、「本章第 1 2 節輸送計画」に定める市所有の車両又は借上車両を派遣して行うものとする。

第 3 自衛隊の応援要請

一時に数カ所の水源施設が被災し、別表に定めるタンク車等の給水が不可能な場合においては、「本章第 1 9 節 自衛隊派遣要請計画」に基づき自衛隊の出動を得て実施するものとする。

第 8 節 防 疫 計 画

災害時における被災地の防疫計画は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

被災地の防疫は、市長が保健所長の指導に基づき実施するものとし、災害による被害が甚大で、市のみで防疫の実施が不可能な場合又は困難なときは、知事の応援を得て実施するものとする。

第 2 防疫措置

1. 定期の清潔方法とは別に災害の状況により保健所と協議の上、臨時に清潔方法の指導を行う。
2. 災害の状況により感染症予防対策協議会を招集する。
会長、市長、事務局、市民課、委員、関係機関団体から若干名
3. 汚染場所の消毒
4. 避難所は、設置した場所における防疫指導と、必要な消毒の実施

第3 防疫及び消毒方法

汚染の状況により次の消毒を保健所と協議の上実施する。

1. 飲料水

井戸の消毒は、その水量の1/500 クロール石灰水（クロール石灰5分・水95分）を投入し、十分かくはんしたのを12時間以上放置させ飲用させる。

上水道については、水道管理者の責任において必要な措置を構ずる。

2. 家屋内

汚染された台所、炊事場などを中心に、クレゾール水を用いて拭浄、あるいは噴霧し、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布する。

3. 便所

クレゾール石鹼水又はクロール石灰水にて拭浄するほか、し尿の汲取、便槽の整備等を指示する。

4. 下水

汚染の状態により薬剤、石灰等を散布する。

5. 予防接種

災害のため、疫病のまん延予防上必要がある場合、保健所と協議の上、臨時予防接種を受けるべき者の範囲及び期日、場所を指定して行う。

第4 飲料水の確保

災害地の飲料水が断たれた場合、応急の給水については、「本章第7節給水計画」の定めるところによる。

第5 防疫機器材、薬剤の確保

市で備付けのものを使用するが、不足を生ずる場合は、関係機関から借入れによる外薬業協同組合を通じ、必要量を購入する。

第 9 節 医 療 計 画

災害のため、その地域の医療機関の機能が失われ又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は、次のとおりとする。

第 1 実施責任者

1. 救助法が適用された場合における医療及び助産は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 13 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。
2. 救助法が適用されない場合及び知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間の医療及び助産は、市長が実施するものとする。
3. 知事は、市長の要請により救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班の派遣を要請するものとする。

第 2 医療及び助産の対象者並びにその把握

1. 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後 7 日以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者とする。

2. 対象者の把握

対象者を発見した場合、所管のいかなを問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係班に指示する。

第 3 実施の方法

1. 医療及び助産は、原則として医療班を編成するとともに、医療救護所を設置して実施するものとする。
2. 医療班は、夕張市医師会をもって編成することを原則とするが、必要に応じ民間の医療機関及び助産師に協力を要請することができる。
3. 市内における医療機関は、資料第 3 1 のとおりである。

第 4 医療救護所

1. 設置場所

医療救護所は、市内医療機関（資料第 3 1）を原則とするが、必要により学校、生活館等の公共施設を使用する。ただし、地域に適当な公共施設がない場合は、町内会館その他を利用することができる。

2. 医療救護所の名称

「夕張市災害対策現地医療救護所」と称する。

第 5 救護班の派遣要請

市長は、医療班の編成が困難な場合、又はその診療能力を超える傷病者が出た場合等におい

ては、日赤救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を知事（空知総合振興局長）に要請する。

第6 医薬品の確保

医療、助産に必要な医薬品・衛生器材及び医療器具の確保は、医療班において行うものとするが、確保することが困難な場合又は不能であるときは、知事に調達を要請するものとする。

第7 患者の移送

重症患者等の医療機関への移送は、救急車により搬送するが、道路の破損などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

第 10 節 清 掃 計 画

災害時における被災地のじん芥の収集、し尿の汲取り及び死亡獣畜の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

1. じん芥及びし尿

災害地における清掃は、市長が実施するものとし、市のみで処理することが困難な場合は、近接市町及び道に応援を求め実施するものとする。

2. 死亡獣畜

被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、市長が実施するものとする。

第 2 清掃の方法

1. じん芥及びし尿の処理

本市の地形が特殊な都市形態を形成しているため、じん芥及びし尿の処理については、極めて難しい現況下にある。

平常時における清掃は、資料第 30 により実施し、逐次充実を図っているが、災害時における清掃については、災害の実態を勘案しながら常備車両等の範囲内で、その都度処理対策を講ずるものとする。

なお、常備車両等により処理が困難な場合は、じん芥については、「本章第 12 節輸送計画」に定める、市内運送業者所有の車両を借上げ処理に当たるものとし、し尿については、近接市町に関係業者の応援方要請するものとする。

2. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場において行うものとする。ただし、処理場のない場合又は運搬することが困難な場合は、保健所長の指導を受け、次により処理するものとする。

- (1) 環境衛生上、他に影響を及ぼさないよう配慮して、埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) (1) 及び(2)において埋却する場合にあつては、1メートル以上覆土する。

第 11 節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

被災地における逸走犬等の管理は、市長が実施するものとし、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。

第 2 家庭動物等の取扱い

1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第 3 号）に基づき、災害においても、

動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

2. 災害時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
3. 災害時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第 12 節 輸 送 計 画

災害時において、災害応急対策及び復旧対策の万全を期するため、市民の避難災害応急対策要員の移送及び救援、或いは救助のための資器材、物資の輸送（以下「災害輸送」という）を、迅速確実に行うための輸送方法及び範囲は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

災害時輸送の実施責任者は、災害応急対策を実施する責任を有する機関の長とする。

第 2 輸送方法

1. 災害時輸送は、一次的には自機関の所有する車両を使用し、被災地までの距離・時間、災害の様相、あるいは自機関の所有する台数では不足する場合等、他機関の所有する輸送施設等を活用したほうが効率的である場合は、他機関及び民間業者に要請して輸送を行うものとする。
2. 災害時に車両等による陸上輸送が困難な場合は、空中輸送の措置を講ずる。その場合、市長は、知事（空知総合振興局長）に対し、自衛隊のヘリコプターの派遣要請を依頼するものとする。
3. ヘリコプター離発着可能場所については、資料第31のとおりとする。

第 13 節 文 教 対 策 計 画

学校施設の被災により、通常の教育に支障を来した場合の応急教育は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

市立の学校における教育の確保については市教育委員会が、道立の学校における教育の確保については道教育委員会が行うものとする。

第 2 応急教育実施計画

1. 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害の程度により応急復旧のできる場合は、速やかに修理をし施設の確保に努めるもの

とする。

- (2) 校舎の一部が使用不能になった場合
特別教室、屋内運動場等を利用するものとする。
- (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能になった場合
最寄りの学校の校舎等を利用するものとする。
- (4) 仮校舎の建築
上記において、施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建築を検討するものとする。

2. 応急教育対策

(1) 休校措置

- ア 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は、教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、また、低学年児童にあっては、教師が地区別に付添うなどの措置をする。
- イ 休校措置を登校前に決定したときは、ただちにその旨を有線放送、その他児童生徒の校外組織を通ずる等、確実な方法で各児童生徒に徹底させる。

(2) 教育の要領

- ア 災害の状況に応じ特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。
- イ 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - (ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容程度が児童生徒の過度の負担にならないようにする。
 - (イ) 教育の場所が学校以外の施設等を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の保健等に留意する。
 - (ウ) 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
(集団登下校、青年会、保護者の協力を得るようにする)
 - (エ) 学校が避難所に充当された場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容による授業の効率低下にならないよう留意する。
- ウ 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(3) 教職員の確保

- 当該学校の教職員は、学校長の指示によりその処置に当たる。当該学校だけで実施が不可能なときは、教育委員会は連絡を密にして、近郊学校の教職員を動員配置し、教育に支障を来さないようにする。

3. 学校給食の措置

- (1) 給食施設が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、小麦粉については、関係機関と連絡の上直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については、応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

4. 衛生管理対策

学校が罹災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして、毎週1回の消毒を実施すること。
- (2) 校舎の一部に罹災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできる限り隔絶すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 救助法適用の場合の計画

災害のため、住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対する学用品の給与は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、市長が行うものとする。

第 14 節 災 害 警 備 計 画

災害に関する栗山警察署（以下「警察」という）が行う防災業務は、本計画の定めるところによるものとする。

第 1 災害に対する予報並びに警報の伝達に関する事項

1. 警察が行う災害に関する予報並びに警報の伝達は、原則として警察署長を経て市長（水防管理者）に伝達するものとする。
2. 警察署長は、当該地域を管轄する気象庁の地方機関及び河川の水位観測所並びに市長等の関係機関と災害に関する予報又は警報の伝達に関して、平素から緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。
この場合、特に通信途絶時及び日曜・祝祭日・夜間等における伝達について緊密な打合せを行い、具体的な方策を確立しておくものとする。
3. 警察官は、基本法第 54 条第 1 項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに市長に通報するものとする。

第 2 事前措置に関する事項

1. 市長が行う警察官の出動要請
市長が、基本法第 58 条に基づき警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長を経て道本部に対し行うものとする。
2. 市長の要求により行う事前措置
警察署長は、市長からの要求により、基本法第 59 条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに市長に通知するものとする。
前項により警察署長が指示し、かつ通知を行ったときは、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

第 3 災害時における災害に関する情報の収集に関する事項

1. 警察署長は、市長、その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な、災害に関する情報を収集するものとする。
情報の収集並びに報告要領等については、北海道警察災害警備計画に定めるところによるものとする。
2. 警察署長は、災害情報の収集並びに報告の迅速な処理を図るため、予め所属の職員の中から災害情報収集、報告責任者を指定しておくものとする。

第 4 避難に関する事項

1. 警察署長は、避難の指示、避難経路、避難先における給与等について、予め市長に連絡しておくものとする。
2. 警察官が、基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難の指示又は警告を行う場合には、市計画の定める避難先を示すものとする。ただし、災害の種別・規模・態様現場の状況等

により市計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において警察官は、市長に通知し、当該避難先の借上げ、給与等は市長が行うものとする。

3. 市長は、警察署長、又は現場の警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第 60 条に基づく避難の指示について、適切な措置を講ずるものとする。

第 5 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合には、災害の状況及びその見通し、並びに避難措置犯罪の予防、交通の規制、その他の警察活動等について、警備措置上必要と認める事項の広報を行うものとする。

第 6 応急措置に関する事項

警察署長は、警察官が、基本法第 63 条第 2 項に基づき警戒区域の設定を行った場合には、直ちに市長に通知するものとする。

前項により警戒区域を設定し、かつ通知を行った場合等の事後処理は、市長が行うものとする。

1. 応急公用負担に関する事項

警察署長は、警察官が、基本法第 64 条第 7 項並びに同法第 65 条第 2 項に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。

第 7 救助に関する事項

警察署長は、市長と協力し、被災者の救出、負傷者・疾病にかかった者の応急的救護及び死体の検分に努めるとともに、状況に応じて市長の行う死体の捜索に協力するものとする。

第 8 交通規制に関する事項

1. 警察署長の行う交通規制

警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第 5 条第 1 項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

2. 警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第 6 条第 4 項の規定に基づき、一時的に歩行者、又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

3. 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

4. 消防吏員は、3による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

第 9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対し

ては、移動無線局、携帯無線機等を配備するなど、通信の確保措置について計画するものとする。

第10 その他

その他の災害警備計画については、北海道地域防災計画の定めるところによって行うものとする。

第 15 節 住 宅 対 策 計 画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

救助法の適用を受けた場合、知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 13 条第 1 項の規定により委任された場合は、市長が行う。

第 2 実施の方法

1. 避難場所の設置

市長は、必要により、住家が被害を受け居住の場所を失った者を收容保護するため、本章第 4 節「避難救出計画」に定めるところにより、收容避難所を開設するものとする。

2. 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 建設予定地

原則として、市有地とする。ただし、これにより難しい場合は、適当な公有地及び私有地とする。

(3) 規模及び構造

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1 戸につき 29.7 平方メートルを基準とする。

イ 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 5 連戸以下の連続建て、若しくは共同建てとする。

ただし、被害の程度、その他必要と認めた場合は、1 戸建て又は木造住宅により実施する。

ウ 存続期間は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項の規定により、完成の日から 2 年以内とする。

3. 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害により住家が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等、日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限とする。

第 3 修理費用

救助法及び関係法令の定めるところによる。

第 16 節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の收容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

1. 市長

救助法の適用を受けた場合、知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 13 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行うが、遺体処理のうち、洗淨等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2. 警察官

第 2 実施の方法

1. 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

(2) 搜索の実施

市長は、消防機関及び警察官の協力により実施するものとする。この場合において、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施するものとする。

2. 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届出て、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

ア 遺体の洗淨・縫合・消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

3. 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため、埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

ア 市長は、遺体を火葬又は土葬に付し、棺又は骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については、警察、その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により処理するものとする。

ウ 埋葬の実施が市において困難なときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

第 17 節 障 害 物 除 去 計 画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で、市民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

1. 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し、交通の確保を図るものとする。
2. 住居又はその周辺については、市長が行うものとする。なお、救助法の適用を受けた場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 13 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。
3. 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法、その他の法律により、当該施設の所有者が行うものとする。

第 2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、市民の生活に著しい支障及び危険を与え又は与えると予想される場合、その他公共的立場から必要と認めた場合に行うものとし、その概要は次のとおりである。

1. 市民の生命、財産等を保護するために、速やかにその障害の排除を必要とする場合
2. 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合
3. 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
4. その他公共的立場から除去を必要とする場合

第 3 障害物の除去の方法

1. 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ、自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
2. 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

第 4 除去した障害物の集積場所等

除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地を利用し集積するものとする。

第 18 節 広域応援要請計画

大規模な地震災害等が発生した場合の北海道及び各市町村等との相互協力については、本計画の定めるところによる。

1. 広域応援要請

大規模な地震災害が発生し、その被害の規模等により市の防災体制のみでは発生災害の全てに対応できない場合は、北海道及び自衛隊に応援要請するほか、下記の相互応援協定に基づき応援を要請する。

- (1) 災害時における北海道及び各市町村相互の応援に関する協定（参考資料）
- (2) 災害時における夕張市内郵便局、夕張市間の協力に関する協定（参考資料）
- (3) 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（参考資料）
- (4) 災害等の発生時における夕張市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定（参考資料）
- (5) 災害時等における応援協力及び復旧業務に関する協定書（参考資料）
- (6) 北海道広域消防相互応援協定（参考資料）
- (7) 北海道消防防災ヘリコプター応援協定（参考資料）
- (8) 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定（参考資料）
- (9) 南空知災害時相互応援に関する協定

2. 応援要請を受けた場合の対応

平常時から、災害発生後の広域応援体制について検討を行い、応援要請に対し、迅速かつ的確な対応が図れるよう努めるものとする。

- (1) 応援可能人員
- (2) 防災関連資機材の在庫確認及び調達
- (3) 応援用車両の確保
- (4) 情報伝達方法の確認
- (5) 被災者受入れ体制の検討

第 19 節 自衛隊派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要がある場合における、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の派遣要請については、本計画の定めるところによる。

第 1 災害派遣要請依頼先（要請権者）

北海道知事（本市の場合、空知総合振興局長）

第 2 要請手続

市長及び警察署長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に依頼するものとする。また、口頭又は電話等により依頼した場合は、速やかに文書を提出するものとする。

1. 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. 派遣部隊が展開できる場所
5. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

第 3 要請権者への依頼によらない派遣要請

市長又は警察署長は、人命の緊急救助に関し、派遣要請権者に通知するいとまのないとき又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である等の場合は、直接指定部隊の長に通報することができる。この場合、速やかに要請権者に連絡し、第 2 の要領の手続を行うものとする。

第 4 派遣部隊及び能力

本市の担当部隊及びその編成状況は、次のとおりである。

1. 部 隊 名 陸上自衛隊第 7 師団
2. 指 揮 官 連隊長（現地指揮官は、その都度決定される）
3. 派遣予定隊員数 1 個中隊等
4. 装 備 概 況 車両給水、通信及び衛生設備

第 5 派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊は、主として次の任務に当たるものとする。

1. 被害状況の把握
2. 避難の援助
3. 遭難者の搜索活動
4. 水防活動
5. 消防活動
6. 道路又は水路の啓開

7. 応急医療、救護及び防疫
8. 人員及び物資の緊急輸送
9. 炊飯及び給水
10. 物資の無償貸付又は譲与
11. 危険物の保安及び除去
12. その他

第6 派遣部隊の受入れ

1. 部隊本部設置場所

部隊本部は、災害対策本部内に設置するものとし、部隊の活動については副本部長及び総括班長が、部隊指揮官と協議の上決定するものとする。

2. 部隊宿営（宿泊）場所

災害発生の場所、実態等に基づき、次の箇所のうち1箇所を選定する。

市内各学校の屋内体育館又は屋外運動場並びに公共的施設のほか、派遣人数が少数の場合においては市内各旅館とする。

3. 車両の駐車及び機器器材類保管場所

学校宿営（宿泊）の場合は、当該学校屋外運動場。旅館、その他宿泊の場合は、付近の駐車場及び保管可能な場所。

第7 経 費

1. 自衛隊の災害派遣に要する費用は、自衛隊が負担するものとする。

2. 自衛隊の防災活動に要する次の費用は、受入側において負担するものとする。

- (1) 資材費及び機器借上料等
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道料
- (5) し尿汲取料

3. 旅館宿泊の場合、その他必要経費については、自衛隊及び受入機関において協議の上定めるものとする。

4. 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第 20 節 防災ボランティアとの連携計画

災害が発生したときに、災害応急対策を迅速・的確に実施する上で必要な人員を確保するため、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携に関する計画は、次のとおりとする。

第 1 ボランティア団体等の協力

市は、奉仕団及び各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第 2 ボランティアの受入れ

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ調整等、その受入れ体制を確保するよう努める。

市は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ボランティアの受入れ窓口は避難救護班とし、ボランティアの派遣先等の決定活動状況の把握、連絡等を行うものとする。

第 3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

1. 災害、安否、生活情報の収集・伝達
2. 炊出し、その他の災害救助活動
3. 高齢者、障がい者等の介護・看護補助
4. 清掃及び防疫
5. 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
6. 被災建築物の応急危険度判定
7. 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
8. 災害応急対策事務の補助

第 4 ボランティア活動の環境整備

市は、日本赤十字社北海道支部夕張市地区、夕張市社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。そのため市は、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第 2 1 節 労 務 供 給 計 画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第 1 実施責任者

本部長は、災害応急対策に必要な労務者の雇上げを行うものとする。

1. 要員の確保

災害応急対策に当たっては、民間協力団体の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が特に必要な場合に労務者を雇上げる。

2. 動員要請

災害の状況により労務者を必要とするときは、各班長は次の事項を示し本部長に要請し、雇上げるものとする。

- (1) 職種別、所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要事項

第 2 労務者の雇上げ

1. 雇上げの範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他の資材の操作を行うための労務
- (4) 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の搜索及び処理のための労務
- (7) その他特に必要とする輸送

2. 公共職業安定所長への要請

市において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして夕張公共職業安定所長に求人の申込みをするものとする。

- (1) 職種別、所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要事項

第 2 2 節 ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、本計画による。

第 1 緊急運航の要請

本市において災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合、市長は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し防災ヘリコプターの緊急運航を要請するものとする。

1. 要請の要件

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に要請する。

- (1) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2. 要請方法

市長から知事に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請は消防署が行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3. 報告

緊急運航を要請した場合、災害等が収束したときには、速やかに災害状況等を道総務部長に対し報告する。

4. 要請先

北海道総務部危機対策室防災消防課防災航空室	TEL	0 1 1—7 8 2—3 2 3 3
	FAX	0 1 1—7 8 2—3 2 3 4
北海道総合行政情報ネットワーク	TEL	6 4—6—2 1 0—3 9—8 9 7
	FAX	6 4—6—2 1 0—3 9—8 9 9

第 2 消防防災ヘリコプターの活動内容

1. 災害応急対策活動

(1) 被災状況調査などの情報収集活動

(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2. 救急・救助活動

(1) 傷病者、医師等の搬送

(2) 被災者の救助・救出

3. 火災防ぎょ活動

(1) 空中消火

(2) 消火資機材、人員等の搬送

4. その他

災害応急対策上、特にヘリコプターの活用が有効と認められる場合

第4 ヘリコプターの発着可能場所

資料第30のとおり。

第 6 章 地震災害対策計画

第1節 地震の想定

この計画策定に際しては、地震による被害を想定し、その諸対策を検討するため、「簡易型地震被害想定システム(総務省消防庁消防研究所作成)」を用いて、下記のとおり地震モデルを設定した。

簡易型地震被害想定システムによる夕張市の地震被害想定

項 目	内 容	
震 源 位 置	市内中心部(任意)を点震源(直下型)と想定	
震 源 の 深 さ	0 km	
地 震 の 規 模	石狩低地東縁断層帯の強震動評価により マグニチュード7.9	
震 度	V+ ~ VI+	
地震発生時刻	冬期間の夕刻 18:00	
被 害 想 定	家屋被害	約 450棟
	被害者数	約 18人
	出火件数	約 20件

(資料第15 簡易型地震被害想定システムによる被害想定一覧)

第2節 地震災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市及び防災関係機関は災害予防対策を積極的に推進する。

第1 地震に強いまちづくり

避難者の安全確保や延焼防止など、災害の拡大防止に重要な役割を果たす公園、道路等の整備に努め、建築物やライフライン施設の耐震性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

1. 公園、緑地の整備

市街地におけるオープンスペースの確保は、震災時における火災の延焼防止等に重要な役割を果たすため、公園、緑地の適正な配置に努めるとともに、既設公園の整備を行い、防災効果の向上を図るものとする。

2. 道路、橋梁の整備

道路、橋梁は、震災時には避難、救援、救護、消防活動等の動脈として多様な機能を有していることから、これらの新設及び補修に当たっては、従来からの拡幅整備を推進するほか耐震性に十分に配慮するものとする。

3. 防災拠点施設の整備

地震災害の発生に備え、避難所、避難場所の整備を推進し、必要な資機材、非常用物資等の備蓄を行うとともに、広報等を活用して、市民に対する周知を図るものとする。

4. 建築物の耐震性の向上

地震災害時において、円滑な応急対策活動を確保するため、情報伝達、避難、救援・救護等の防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の向上に努めるとともに、市民に対して、建築物の耐震化促進の周知を図るものとする。

5. ライフライン施設の耐震性の確保

上・下水道、電気、通信などのライフライン施設は、生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受けた場合、通常の生活を維持することが困難となるため、耐震性や代替性の確保に努めるものとする。

第2 防災知識の普及

地震災害による被害を最小限に防止するため、防災に関する正しい知識の広報活動を行い、防災意識の普及高揚を図るものとする。

1. 市民への防災知識の普及

地震災害の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導などの広範な応急対策が必要となるため、市民が自分の身を守り、さらには防災関係機関の職員と協力して活動できるよう、必要な知識の周知を図るものとする。

(1) 防災パンフレットの作成、配布

- (2) 広報「ゆうばり」への掲載
- (3) 防災関係用品展示などのPR

第3 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

地震災害時において住民の生活を確保するため、「第4章 予防計画 第10節食料等の確保及び防災資機材等の整備計画」の定めるところにより行うものとする。

第4 避難計画

地震災害から住民の生命、身体を保護するため、避難場所、避難施設の整備等に関する計画は、次のとおりとする。

1. 避難場所の確保及び管理

避難場所及び避難施設は、「第4章 予防計画 第8節 避難体制整備計画」の定めるところとし、市は、地震災害から住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難施設の整備を図るものとする。(指定緊急避難場所及び指定避難所 —資料第26)

2. 避難場所及び避難施設の住民周知は、「第4章 予防計画 第8節 避難体制整備計画」の定めるところとし、市は、避難場所及び避難施設の周知を図るものとする。

第5 積雪・寒冷対策

積雪寒冷期に地震が発生した場合は、避難路の確保に支障を生じるなど、他の季節に比べ被害が拡大することが懸念されることから、除雪体制の強化など、必要な対策の推進に努めるものとする。

1. 除雪体制の強化

- (1) 緊急輸送等に要する道路交通の確保
- (2) ヘリポートの確保

2. 避難所の整備

- (1) 暖房器具（電源を要しないタイプ）の整備
- (2) 防寒用品の備蓄

第6 避難行動要支援者対策計画

地震災害発生時には、高齢者、障がい者等いわゆる避難行動要支援者が犠牲になる場合が多い。このため、「第4章 第9節避難行動要支援者対策計画等の要配慮者に関する計画」の定めるところにより、避難行動要支援者の安全確保に努めるものとする。

第7 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、「第4章 第11節 自主防災組織の育成等に関する計画」の定めるところにより自主防災組織の育成を推進するものとする。

第 3 節 地震災害対策計画

地震による被害の拡大を防止するため、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施するものとする。

第 1 応急対策活動

地震による災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合は、市長は本部を設置し、指定地方行政機関、道、市内の公共的団体等の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

1. 災害対策本部

(1) 本部の設置

震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 震度 5 以下の地震が発生した場合は、円滑に対策本部設置に移行できるように初動体制に万全を期するものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、迅速・的確な応急対策を実施するために必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置することができる。

2. 職員の非常配備体制

(1) 非常配備体制

「第 2 章 防災組織 第 2 節 災害対策本部の組織」に定めるところにより、災害予防・応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な配備体制をとるものとする。

(2) 緊急参集

ア 職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを察知したときは、動員指示を待つことなく、配備計画に基づき、直ちに参集し配備につくものとする。

イ 職員は、参集途中において火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防又は警察機関等へ通報するとともに、適切な措置をとるものとする。

ウ 地震により道路、橋梁等が損壊し、指定された場所への参集が不可能なときは、居住地域の施設等において応急対策活動を実施するものとする。

第 2 通信連絡の対策

1. 防災関係の通信施設の活用

通信連絡は、「第 3 章 災害情報通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

2. 報道関係機関の協力活動

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知・要請・伝達等について、最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

3. 機動力による連絡体制の確立

- (1) 全通信機関が使用できないときは、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。
- (2) 自衛隊ヘリコプターの派遣要請は、知事（空知総合振興局長）に依頼するものとする。
- (3) 北海道消防防災ヘリコプターの派遣は、知事（総務部危機対策室防災消防課防災航空室）に要請するものとする。
- (4) 緊急消防援助隊の要請は、知事（総務部危機対策室防災消防課）に要請するものとする。

第3 広報活動

1. 広報の準備

広報車は、非常時においても直ちに出勤出来るよう平常時から点検整備を行い、災害時の対応に万全を期するものとする。

2. 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

- (1) 地震に関する情報、注意事項
- (2) 避難場所について（避難場所の位置、経路等）
- (3) 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時）
- (4) 火災状況（発生場所）
- (5) 電気・水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項）
- (6) 医療救護所の状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (9) 河川、土木施設状況
- (10) 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

3. 広報の方法

「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」に定めるところによるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ・テレビ・新聞・広報車等）を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとする。

第4 消火活動

「第4章 予防計画 第7節 消防計画」に定めるもののほか、国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

1. 火薬類等の対策及び措置

- (1) 火薬工品、石油、ガス、ガソリン等の取扱い、販売業者又は消費者に対し本部長は、一時その取扱い、販売、貯蔵、運搬、消費を禁止し、又は制限する。
- (2) 本部長は、被害が広範囲にわたり、引火爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難、立退を指示する。

第5 避難救出対策

避難救出対策については、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

1. 避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、避難誘導に当たっては、円滑な立退きについて適宜指導する。
その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。
2. 避難救出に当たっては、消防機関を主体として行うが、関係機関及び地域町内会等の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。
3. 住民等の避難に当たっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路及び避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。
4. 避難所の運営は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保に配慮するものとする。
また、避難所の運営に関しては、町内会及びボランティア組織等の協力を得るものとする。

第6 災害警備及び交通応急対策計画

地震災害においての地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備及び道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」に定めるところによる。

第7 輸送計画

地震災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害対策要員の移送及び救出のための資機材、物資の輸送を迅速確実に行うための計画は、「第5章 災害応急対策計画 第12節 輸送計画」に定めるところによる。

第8 ヘリコプター活用計画

地震災害におけるヘリコプターの活用についての計画は、「第5章 災害応急対策計画 第22節 ヘリコプター活用計画」に定めるところによる。

第9 食料供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策の従事者に対する食料供給に関する計画は、「第5章 災害応急対策計画 第5節 食料供給計画」に定めるところによる。

第10 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水の供給が困難となった場合の応急給水は、「第5章 災害応急対策計画 第7節 給水計画」に定めるところによる。

第11 衣料、生活必需品等供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、「第5章 災害応急対策計画 第6節 衣料、生活必需物資供給計画」に定めるところによる。

第12 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（水道、下水道、電気、通信放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生じる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりとする。

1. 水道施設

- (1) 土木水道班は、地震災害により被災した水道施設の応急復旧及び飲料水の確保に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制、及び情報連絡体制を確立し、被害の軽減と迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。
- (2) 地震災害により水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知するものとする。

2. 下水道施設

- (1) 土木水道班は、地震災害により被災した下水道施設の応急復旧に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制、及び情報連絡体制を確立し、雨水、汚水の疎通に支障のないように速やかに応急対策を行うものとする。
- (2) 地震災害により下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況、復旧見込み及び排水不能地区における使用自粛等の広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知するものとする。

3. 電気

- (1) 北海道電力ネットワーク株式会社栗山営業所は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、被害状況や停電の調査を実施し、施設の点検及び二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、停電の早期解消に努める。
- (2) 地震災害により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

4. 電話

- (1) 東日本電信電話(株)北海道事業部は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、被害状況や不通状況の調査を実施し、施設の点検を行うとともに、通信が困難な状況においても最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。
- (2) 地震災害により通信施設に被害があった場合は、報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第13 医療及び助産計画

地震災害時における医療及び助産の実施は、「第5章 災害応急対策計画 第9節 医療計画」に定めるところによる。

第 14 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 8 節 防疫計画」に定めるところによる。

第 15 廃棄物処理等計画

地震災害時における被災地の廃棄物処理、死亡獣畜、放浪犬の処理等の業務に関する計画は「第 5 章 災害応急対策計画 第 10 節 清掃計画」に定めるほか、次のとおりとする。

1. 被災地の廃棄物の処理は、倒壊家屋等による災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設の被災等により、市のみで適正に処理することが困難な場合は、近接市町及び北海道に応援を求め、実施するものとする。
2. 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 1 項及び同法施行令（昭和 45 年政令第 300 号）第 3 条に規定する基準に従い、所要の措置を講ずるものとする。

第 16 文教対策計画

地震によって、児童生徒の安全確保や通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 13 節 文教対策計画」に定めるほか、学校管理者は次のとおり実施するものとする。

1. 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、平常時から災害に備え職員等の任務分担や時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。
2. 在校中の児童生徒の安全を確保するため、防災上必要な安全教育や防災訓練等を実施するとともに、災害時には迅速かつ適切な指示と誘導を実施するものとする。
3. 文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所等の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図るものとする。

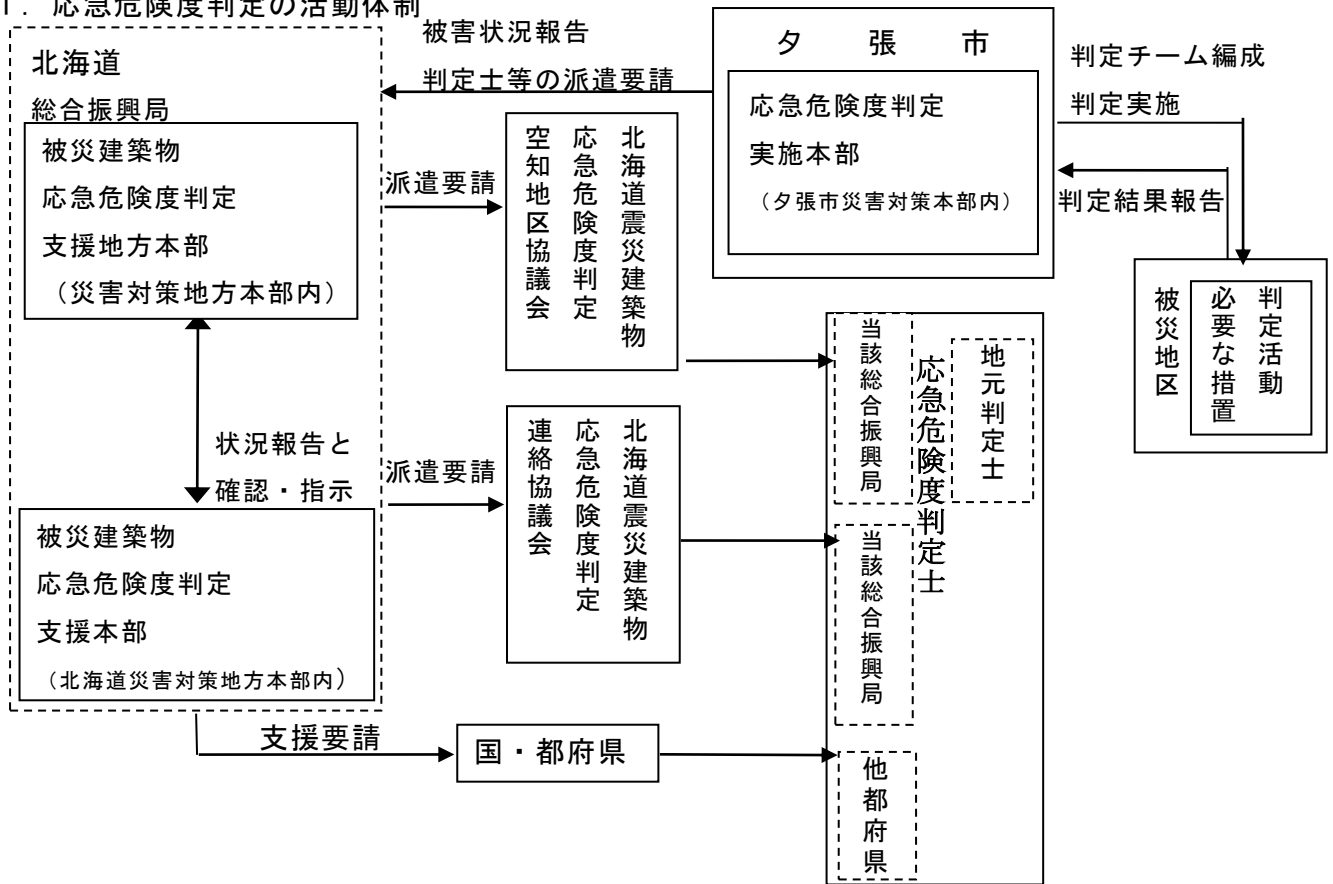
第 17 住宅対策計画

地震災害により、住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、応急修理に関する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 15 節 住宅対策計画」に定めるところによる。

第 18 被災建築物安全対策

被災建築物による二次災害を防止するため、建築関係団体の協力を得て、被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施するものとする。

1. 応急危険度判定の活動体制



1. 応急危険度判定士の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができるものとする。

(2) 判定開始時期及び調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別毎に行うものとする。

(3) 判定内容及び判定結果の表示

被災建築物の構造・躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付するものとする。

なお、各段階の判定内容は、次のとおりである。

危険： 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

要注意： 建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

調査済： 建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること。また、余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第 19 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

地震災害により行方不明となった者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬の実施に関する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 16 節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」に定めるところによる。

第 20 広域応援計画

市及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、「第 5 章 災害応急対策計画 第 18 節 広域応援要請計画」に定めるもののほか、次のとおり他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

1. 地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救護等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道及び他の市町村に応援を要請する。
2. 市は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うなど受入体制を確立しておく。
3. 消防本部は、地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。
4. 市長又は消防本部は、大規模災害又は特殊災害が発生し、単独及び道内の消防応援だけでは十分な対応がとれない場合は、北海道知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

なお、北海道知事に連絡がとれない等緊急の場合については、消防庁長官に対して直接要請する。

第 21 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合における、自衛隊部隊等の災害派遣を要請する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 19 節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

第 22 防災ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の活用に関する計画は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 20 節 防災ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

第 7 章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害対策計画について定めるものとする。

第 1 節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

第 1 災害予防

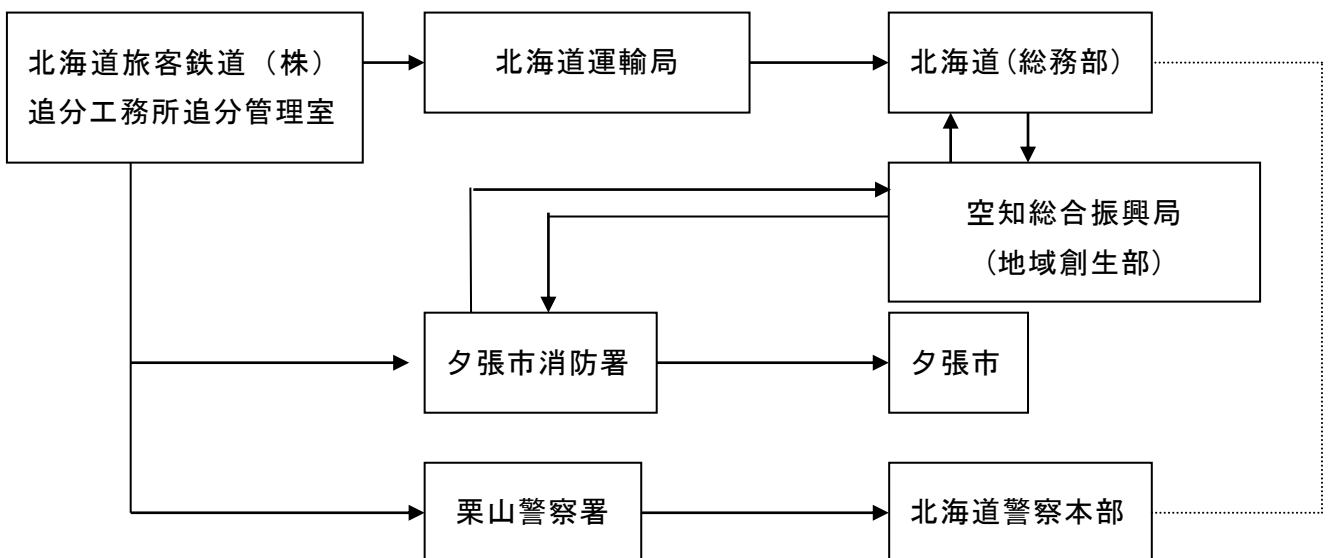
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

第 2 災害応急対策

1. 情報通信

(1) 情報連絡系統

鉄道災害が発生した場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため行う災害広報は「第5章災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めるところによるほか、北海道旅客鉄道(株)により、被災者の家族等、旅客及び地域住民に対し実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項
- カ 被災者の家族等への広報に関する情報

(2) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 災害対策組織

市長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害(事故)対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

4. 救助救出活動

救助救出活動は、北海道旅客鉄道(株)が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行う。

5. 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第5章 災害応急対策計画 第9節 医療計画」の定めによるもののほか、北海道旅客鉄道(株)も災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6. 消防活動

消防署は、「第4章 予防計画 第7節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

また、北海道旅客鉄道(株)についても、鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるものとする。

7. 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8. 交通規制

栗山警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節_災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9. 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事(空知総合振興局長)へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

11. 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第 2 節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

第 1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

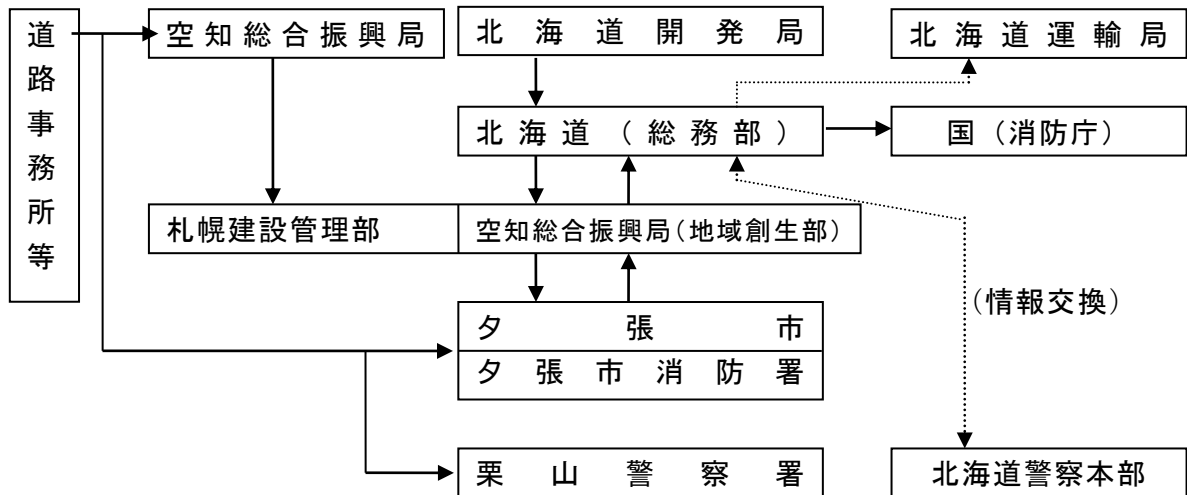
第 2 災害応急対策

1. 情報通信

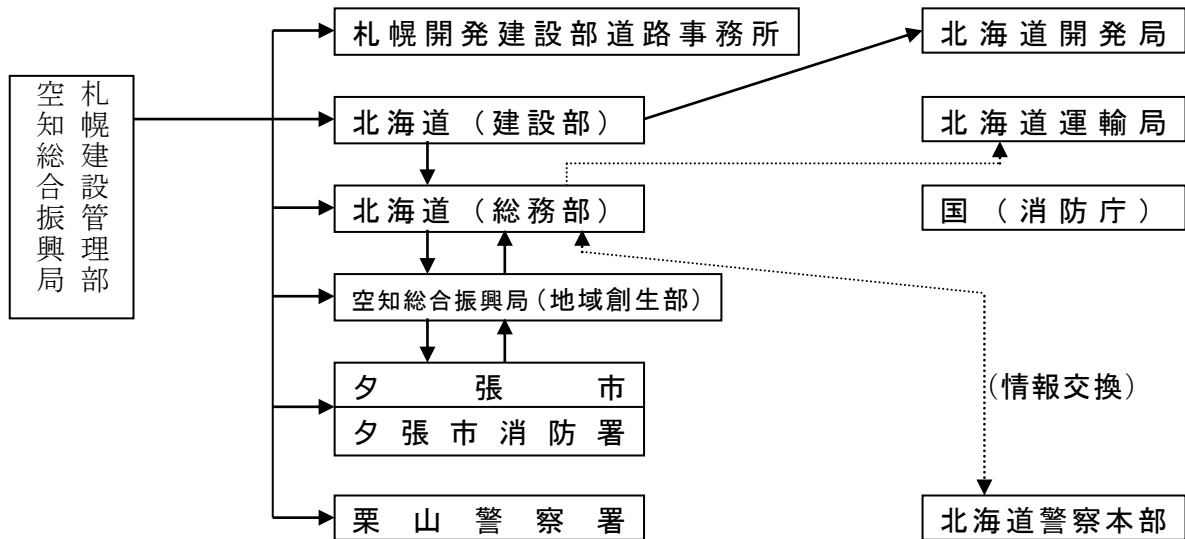
(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。

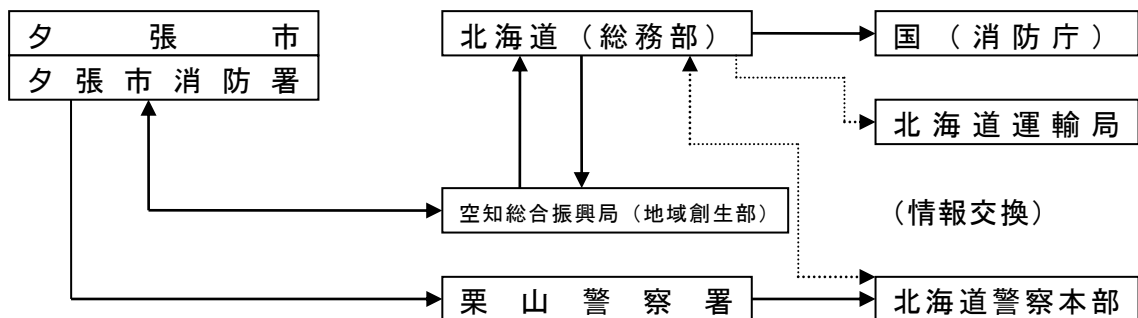
ア 国の管理する道路の場合



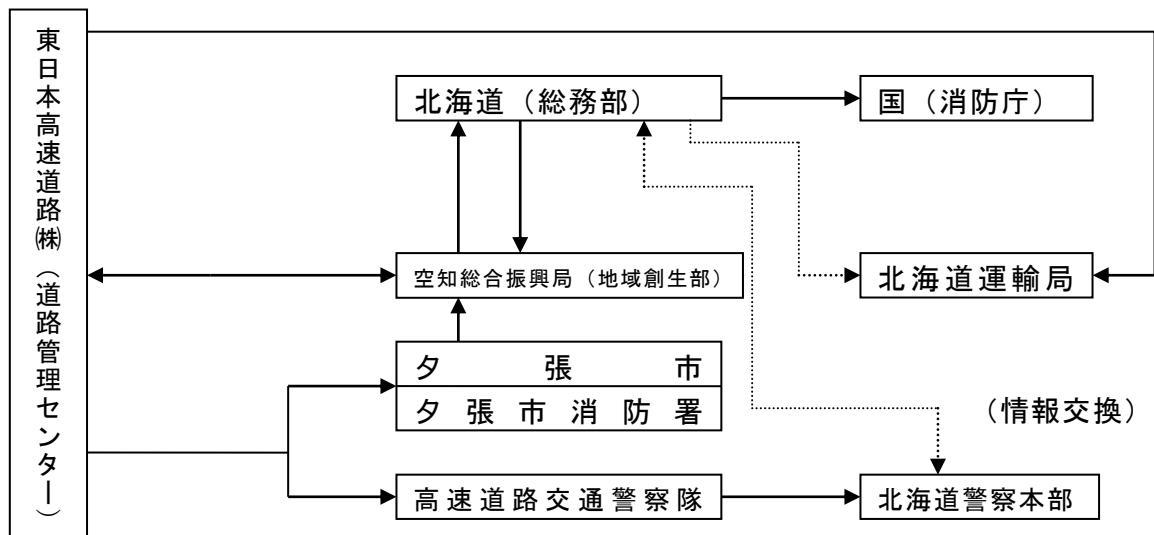
イ 道の管理する道路の場合



ウ 市の管理する道路の場合



エ 高速道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報

- ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - オ その他必要な事項
- (2) 道路利用者及び地域住民等への広報
- 関係機関は、報道機関を通し、又は広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。
- ア 道路災害の状況
 - イ 被災者の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - オ 施設等の復旧状況
 - カ 避難の必要性等地域に与える影響
 - キ その他必要な事項
3. 応急活動体制
- (1) 災害対策組織
- 市長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関の災害対策組織
- 関係機関の長は、道路災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。
- (3) 災害（事故）対策現地合同本部の設置
- 関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。
4. 救助救出活動
- 救助救出活動は、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行う。
5. 医療救護活動
- 道路災害時における医療救護活動については、「第5章 災害応急対策計画 第9節 医療計画」の定めによるもののほか、道路管理者も災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。
6. 消防活動
- 消防署は、「第4章 予防計画 第7節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
- また、道路管理者は、道路災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるものとする。
7. 行方不明者の捜索及び死体の収容等
- 市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。
8. 交通規制
- 栗山警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9. 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事(空知総合振興局長)へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

11. 広域応援

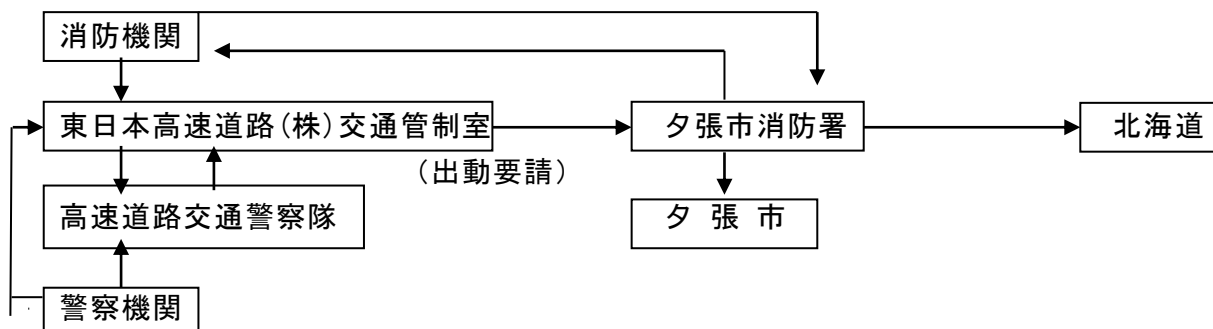
市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第3 高速道路事故等対策

高速道路において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は、次によるものとする。

1. 事故発生通報

事故等の発生通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



(注) 1 東日本高速道路(株)から消防署への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。

2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

2. 事故等対策現地本部の設置等

(1) 事故等対策現地本部の設置

ア 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

イ 「事故等対策現地本部」の構成は、夕張市消防署、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする

(2) 事故等対策現地本部の業務

ア 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。

イ その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

第 3 節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

第 1 危険物の定義

1. 危険物

消防法第 2 条第 7 項に規定されているもの

[例] 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

2. 火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条に規定されているもの

[例] 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3. 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定されているもの

[例] 液化石油ガス、アセチレン、アンモニアなど

4. 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定されているもの

[例] 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5. 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）」等によりそれぞれ規定されているもの

第 2 災害予防

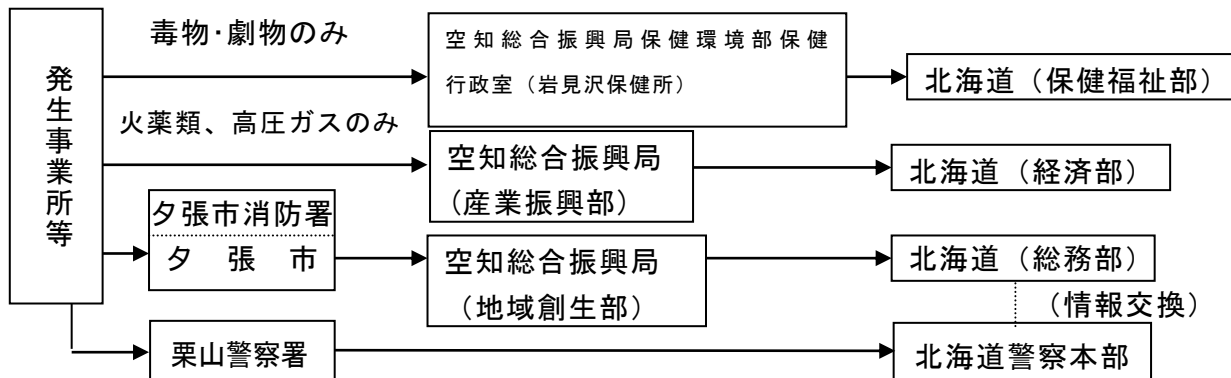
危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

第 3 災害応急対策

1. 情報通信

(1) 情報連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 危険物等の種類、性状、など人体・環境に与える影響

エ 医療機関等の情報

オ 関係機関の災害応急対策に関する情報

カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 危険物等の種類、性状、など人体・環境に与える影響

エ 医療機関等の情報

オ 関係機関の災害応急対策に関する情報

カ 避難の必要性等地域に与える影響

キ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 災害対策組織

市長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

4. 災害拡大防止

事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、適切な応急対策を講じるものとする。

5. 消防活動

消防活動は、「第4章 予防計画 第7節 消防計画」の定めるところによるもののほか事業者との綿密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

また、事業者についても、消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

6. 避難措置

市等関係者は、人命の安全を確保するため、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7. 救助救出及び医療救護活動等

市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」及び「第5章 災害応急対策計画 第9節 医療計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

また、市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第16節_行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8. 交通規制

栗山警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節_自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事(空知総合振興局長)へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

10. 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第 4 節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

第 1 災害予防

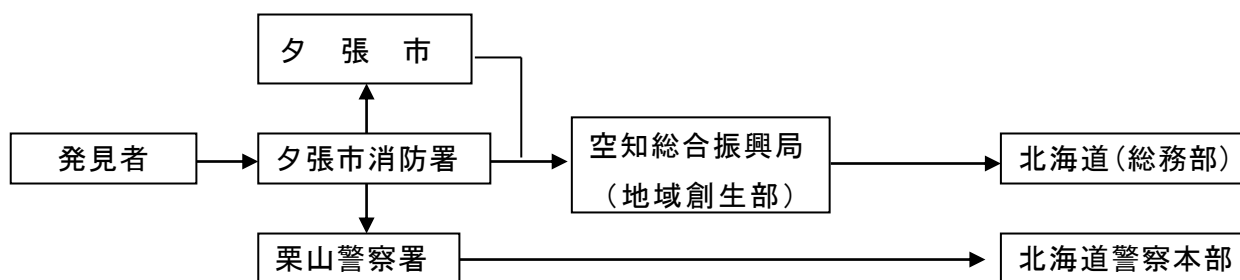
市及び消防本部は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成等必要な予防対策を実施するものとする。

第 2 災害応急対策

1. 情報通信

(1) 情報連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 2 節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性等地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 災害対策組織

市長は、大規模な火事災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

4. 消防活動

消防活動は、「第4章 予防計画 第7節 消防計画」の定めるところによるもののほか人命の安全確保と延焼防止を基本とし速やかに火災の状況を把握し、重要かつ危険度の高い箇所及び地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。

5. 避難措置

市等関係者は、人命の安全を確保するため、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6. 救助救出及び医療救護活動等

市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」及び「第5章 災害応急対策計画 第9節 医療計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

また、市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7. 交通規制

栗山警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

8. 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事(空知総合振興局長)へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

9. 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第 5 節 林 野 火 災 対 策 計 画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる

第 1 実施機関及び協力機関

林野火災の予消防対策を推進するため、「夕張市山火事予消防対策会議」を設け、実施機関相互の連絡、情報交換等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

1. 実施機関

夕張市・夕張市消防署・夕張市消防団・空知森林管理署・胆振総合振興局森林室・栗山警察署

2. 協力機関

夕張市教育委員会・王子木材緑化(株)・林材業者・造林業者・報道機関・夕張山岳会・夕張建設業協会・その他関係機関

第 2 予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることから、次により対策を講ずるものとする。

1. 一般入林者対策

山菜採取、登山、ハイキング、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を推進する。

- (1) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について広報紙等を活用し、広く周知する。
- (2) 入林の許可・届出等について指導する。
- (3) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

2. 火入れ対策

林野火災危険期間（4月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるとともに、火入れ対策として次の事項を指導する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）及び夕張市火入れに関する条例に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しない、たき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

3. 林内事業者対策

林内において、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ適切な予防対策を講ずるものとする。

- (1) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- (2) 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼き箇所を設置し、標識及び消火設備

を完備するものとする。

(3) 火気責任者は、林野火災発生時に備えあらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図るものとする。

(4) 事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議して、万全の予防措置を講ずるものとする。

4. 森林所有者対策

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

(2) 巡視員の配置

(3) 無断入林者に対する指導

(4) 火入れに対する安全対策

第3 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素であることから、関係機関は次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

1. 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報基準は、「第3章 災害情報通信計画 第1節 気象予警報等の伝達計画」のとおりである。

2. 火災警報

市長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条の規定に基づき火災警報を発令することとする。

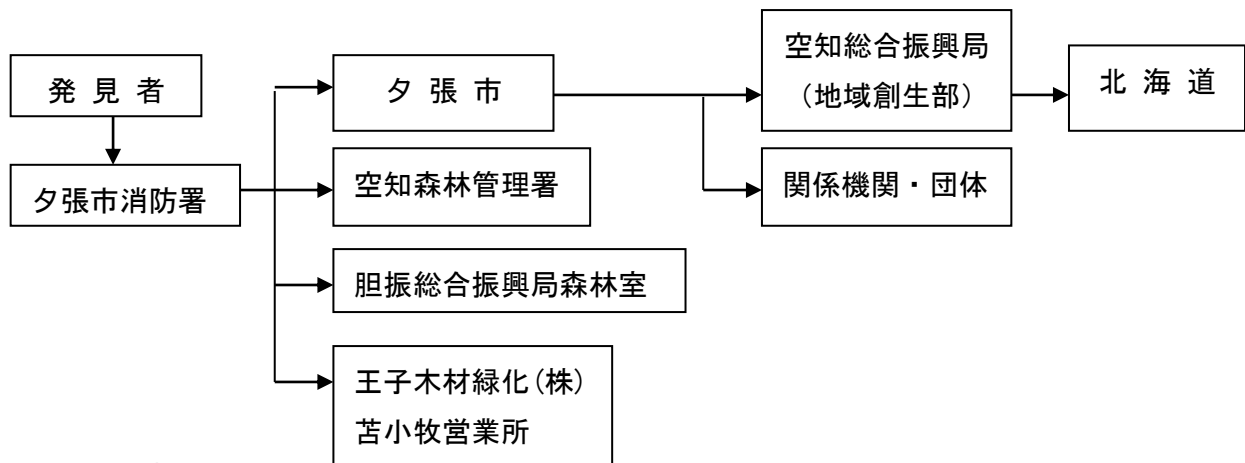
3. 伝達系統

林野火災気象通報の連絡系統は、資料第21のとおりとする。

第4 応急対策

1. 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



2. 実施事項

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行うものとする。

3. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う広報は、「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めるところによるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民への広報

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ その他必要な事項

4. 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時は、直ちに空知総合振興局長及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

5. 消防活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、火災の拡大防止に努めることにあるので、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図り消防対策の万全を図るものとする。

(1) 消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって行うが、早期消火に努めるため、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第5章災害応急対策計画 第22節 ヘリコプター活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施するものとする。

6. 避難措置

市関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7. 交通規制

栗山警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

8. 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事へ自衛隊派遣を要請するものとする

9. 広域計画

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第6節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空機事故」という）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

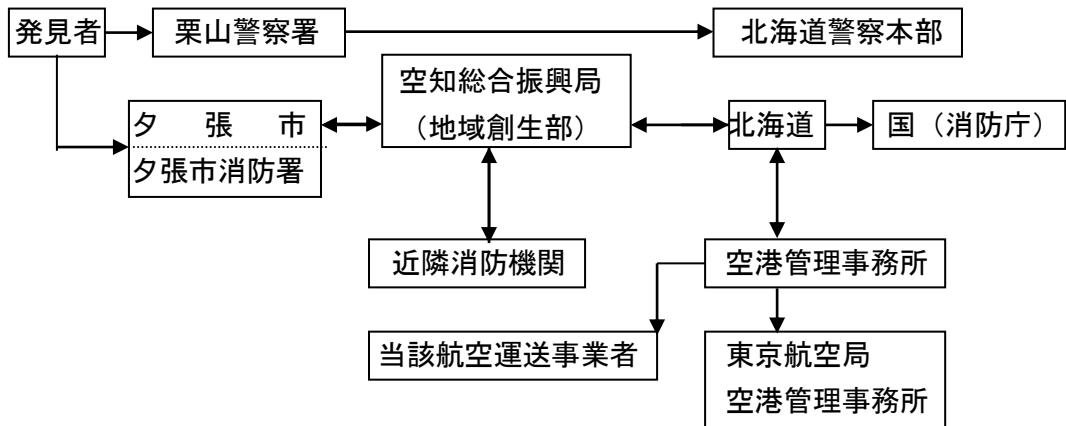
第1 災害応急対策

1. 情報通信

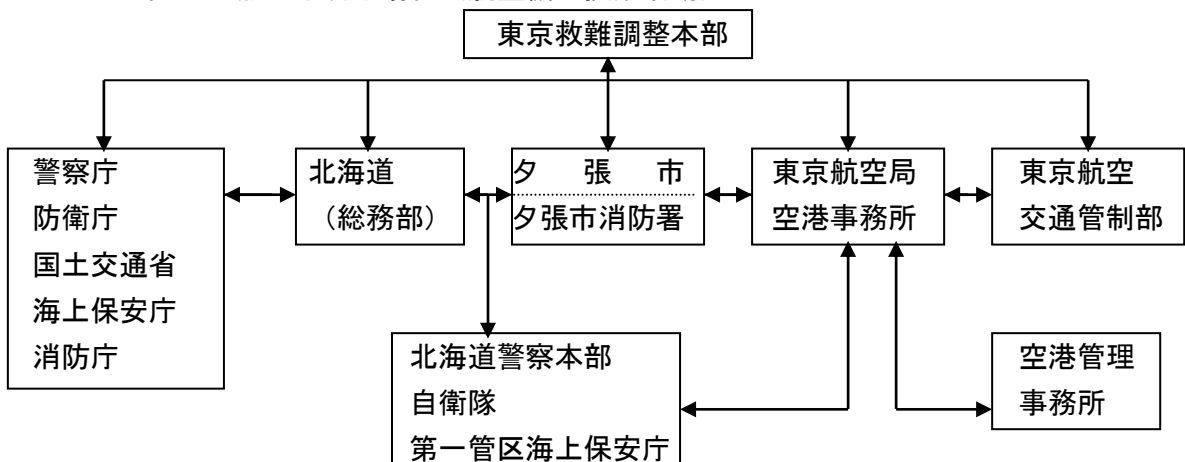
(1) 情報連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



（注）救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係

機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な情報

(2) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部を設置し、応急対策を行うものとする。

4. 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生

直後の救助救出活動のほか、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めによる。

5. 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章災害応急対策計画 第9節 医療計画」の定めによる。

6. 消防活動

(1) 消防署は、「第4章 予防計画 第7節 消防計画」に基づき速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

(2) 航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8. 交通規制

栗山警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

10. 広域応援

市は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」に定めるところにより、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第 8 章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度は十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第 1 節 災害復旧計画

第 1 実施責任者

市内指定地方行政機関の長、市長、市内指定地方公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第 2 災害復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧事業計画には、概ね次の種類がある。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共施設災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - (6) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (7) 下水道災害復旧事業計画
 - (8) 公園災害復旧計画
2. 農林水産業施設災害復旧事業計画
3. 都市施設災害復旧事業計画
4. 上水道施設災害復旧事業計画
5. 住宅施設災害復旧事業計画
6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
8. 学校教育施設災害復旧事業計画
9. 社会教育施設災害復旧事業計画
10. その他の災害復旧事業計画

第 3 災害復旧事業予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が一部を負担し、又は補助して行われる。

第 4 激甚災害に係る財政援助措

著しく激甚である災害が発生した場合においては、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

- (1) 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (4) 罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務については、消防機関が消防法による火災損害調査の結果に基づき行うものとする。

第 9 章 防 災 訓 練 計 画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者が、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して行う、防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災組織の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画の定めるところによる。

第 1 訓練実施機関

訓練は、次に掲げる災害予防責任者が、自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

1. 夕張市長
2. 市内の北海道出先機関
3. 市内の指定地方行政機関の長
4. 市内の指定地方公共機関の長
5. 市内の公共的団体、並びに防災上重要な施設の管理者

第 2 防災訓練の実施

防災訓練は、図上訓練と実施訓練の 2 種とし、関係機関との緊密な連携協議の上、訓練計画を作成し実施するものとする。

1. 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

2. 実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の訓練を実施するものとする。

(1) 水防訓練

消防機関の動員、一般住民の動員、水防工法、水防資材及び器材の輸送、広報・通報伝達等の訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防機関の出動、隣接市町の応援要請、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

(3) 避難訓練

水防訓練及び消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

(4) 災害通信訓練

気象警報の伝達、災害発生の状況報告、被害報告などを主通信・副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

(5) 非常招集訓練

災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。

(6) 総合訓練

あらゆる災害を想定して、防災関係機関と住民が連携を図り、総合的な防災訓練を実施する。

(7) その他の防災に関する訓練

第 10 章 防災思想普及計画

防災関係職員及び一般住民に対する災害予防、応急対策等防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

防災思想の普及は、災害予防又は災害応急措置の実施の任にある市内各機関が、それぞれ普及を要する事項について行うものとする。

また、防災知識の普及・啓発に当っては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるものとする。

第 2 普及の方法

防災知識の普及は、次の方法により行うものとする。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 広報紙 | 3 講習会、展覧会等の開催 |
| 2 広報車の巡回 | 4 その他 |

第 3 普及を行う事項

1. 市計画の概要

2. 災害の予防措置

- (1) 火災予防の心得
- (2) 防災の心得
- (3) 台風襲来時の家庭の保全方法
- (4) 農作物の災害予防事前措置
- (5) その他

3. 災害の応急措置

- (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
- (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
- (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- (4) 災害時の心得

ア 気象警報の種別と対策

イ 避難時の心得

ウ 被災世帯の心得

- (5) その他

4. 普及の時期

普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。